新規上場申請のための有価証券報告書
（Ｉの部）

ＨＹＵＧＡ　ＰＲＩＭＡＲＹ　ＣＡＲＥ株式会社

目次

頁

表紙

第一部　企業情報 …… 1

第１　企業の概況 …… 1

１．主要な経営指標等の推移 …… 1

２．沿革 …… 3

３．事業の内容 …… 4

４．関係会社の状況 …… 9

５．従業員の状況 …… 9

第２　事業の状況 …… 10

１．経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 …… 10

２．事業等のリスク …… 12

３．経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 15

４．経営上の重要な契約等 …… 20

５．研究開発活動 …… 20

第３　設備の状況 …… 21

１．設備投資等の概要 …… 21

２．主要な設備の状況 …… 21

３．設備の新設、除却等の計画 …… 21

第４　提出会社の状況 …… 22

１．株式等の状況 …… 22

２．自己株式の取得等の状況 …… 32

３．配当政策 …… 32

４．コーポレート・ガバナンスの状況等 …… 33

第５　経理の状況 …… 42

１．財務諸表等 …… 43

(1) 財務諸表 …… 43

(2) 主な資産及び負債の内容 …… 88

(3) その他 …… 89

第６　提出会社の株式事務の概要 …… 90

第７　提出会社の参考情報 …… 91

１．提出会社の親会社等の情報 …… 91

２．その他の参考情報 …… 91

第二部　提出会社の保証会社等の情報 …… 92

第三部　特別情報 …… 93

第１　連動子会社の最近の財務諸表 …… 93

第四部　株式公開情報 …… 94

第１　特別利害関係者等の株式等の移動状況 …… 94

第２　第三者割当等の概況 …… 96

１．第三者割当等による株式等の発行の内容 …… 96

２．取得者の概況 …… 98

３．取得者の株式等の移動状況 …… 100

第３　株主の状況 …… 101

［監査報告書］

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所　代表取締役社長　　山道　裕己　殿
【提出日】	2021年11月15日
【会社名】	ＨＹＵＧＡ　ＰＲＩＭＡＲＹ　ＣＡＲＥ株式会社 （旧社名　Ｈｙｕｇａ　Ｐｈａｒｍａｃｙ株式会社）
【英訳名】	ＨＹＵＧＡ　ＰＲＩＭＡＲＹ　ＣＡＲＥ　Ｃｏ．，Ｌｔｄ． （旧英訳名　Ｈｙｕｇａ　Ｐｈａｒｍａｃｙ　Ｃｏ．，Ｌｔｄ．） （注）　2020年６月29日開催の定時株主総会の決議により、2020年10月１日をもって当社商号を変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　黒木　哲史
【本店の所在の場所】	福岡県春日市春日原北町二丁目２番１号
【電話番号】	092-558-2120　（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　　大西　智明
【最寄りの連絡場所】	福岡県春日市春日原北町二丁目２番１号
【電話番号】	092-558-2120　（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　　大西　智明

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		2017年３月	2018年３月	2019年３月	2020年３月	2021年3月
売上高	（千円）	2,197,243	2,884,128	3,410,342	4,331,638	5,086,031
経常利益	（千円）	32,896	58,882	64,181	122,368	250,720
当期純利益	（千円）	28,668	13,273	14,197	32,903	97,140
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	－	－	－	－	－
資本金	（千円）	100,000	100,000	100,000	100,000	104,742
発行済株式総数	（株）	10,900	11,074	11,074	11,074	11,369
純資産額	（千円）	422,454	455,737	469,935	502,838	609,463
総資産額	（千円）	1,246,403	1,472,458	1,658,986	1,771,859	2,015,029
１株当たり純資産額	（円）	38,757.30	41,153.85	42,435.90	151.36	178.69
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）
１株当たり当期純利益	（円）	2,630.10	1,199.41	1,282.04	9.90	28.99
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	－	－	－	－	－
自己資本比率	（％）	33.9	31.0	28.3	28.4	30.2
自己資本利益率	（％）	7.0	3.0	3.1	6.8	17.5
株価収益率	（倍）	－	－	－	－	－
配当性向	（％）	－	－	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	－	34,733	351,821
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	－	△165,236	△77,591
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	－	△6,259	36,641
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	－	－	－	227,416	538,288
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	（名）	150 (58)	190 (59)	226 (68)	283 (93)	312 (96)

（注）１．当社は連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．売上高には、消費税等は含まれておりません。

３．持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

４．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

５．株価収益率については、当社株式が非上場であるため、記載しておりません。

６．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー社員及び派遣社員を含む）は、年間の平均人員を（）にて外数で記載しております。

７．第10期、第11期及び第12期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

８．第13期及び14期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第６項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。なお、第10期、第11期及び第12期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき算出した各数値を記載しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第６項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

９．2021年10月１日付で普通株式１株につき300株の株式分割を行っており、第13期の期首に期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益を算定しております。

10．当社は、2021年10月１日付で普通株式１株につき300株の株式分割を行っており、発行済株式総数は3,410,700株となっております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現　日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）』の作成上の留意点について」（平成24年８月21日付東証上審第133号）に基づき、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第10期、第11期及び第12期の数値（１株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		2017年３月	2018年３月	2019年３月	2020年３月	2021年３月
１株当たり純資産額	（円）	129.19	137.18	141.45	151.36	178.69
１株当たり当期純利益	（円）	8.77	4.00	4.27	9.90	28.99
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	－	－	－	－	－
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）

２【沿革】

年月	事業の変遷
2007年11月	福岡県太宰府市において、資本金7,500千円でＨｙｕｇａ　Ｐｈａｒｍａｃｙ株式会社（現当社）設立
2008年１月	福岡県太宰府市に「きらり薬局太宰府店」開局
2008年６月	「個人宅」、「施設」に向けた訪問調剤サービスを開始
2010年９月	福岡県春日市に居宅介護支援事業所「ケアプランサービスひゅうが」開設
	ケアプラン事業を開始
2014年８月	千葉県千葉市緑区に「きらり薬局鎌取店」開局
2015年２月	千葉県千葉市緑区に「ケアプランサービスひゅうが鎌取」開設
2015年７月	医療従事者向け情報サイトを手掛けるエムスリー株式会社及び医療従事者の人材支援を行うエムスリーキャリア株式会社と資本業務提携
2015年８月	佐賀県鳥栖市に「きらり薬局鳥栖店」開局
2016年２月	福岡県春日市に本店を移転
2017年４月	神奈川県横浜市港北区に「きらり薬局横浜日吉店」開局
2018年６月	「福岡市国家戦略特別区域法を活用した遠隔服薬指導事業」の登録事業者として認可
2018年６月	大阪府大東市の「きらり薬局住道店」を株式会社ひいらぎへの事業譲渡により閉局
2018年７月	全国初となる保険診療内でのオンライン服薬指導を国家戦略特区（福岡市）にて実施
2018年８月	千葉県我孫子市の「きらり薬局我孫子店」をメディナス株式会社への事業譲渡により閉局
2019年２月	神奈川県横浜市港北区に「ケアプランサービスひゅうが大倉山」開設
2019年２月	きらりプライム事業を開始
2019年３月	タイサポ事業を開始
2020年10月	Ｈｙｕｇａ　Ｐｈａｒｍａｃｙ株式会社からＨＹＵＧＡ　ＰＲＩＭＡＲＹ　ＣＡＲＥ株式会社へ商号変更

（注）沿革に記載している店舗の開局については、当社における各都道府県で初の進出店舗を記載しております。

3 【事業の内容】

当社は、「患者さん（利用者さん）が24時間365日、自宅で『安心』して療養できる社会インフラを創る」の経営理念のもと、在宅訪問薬局事業、きらりプライム事業、ケアプラン事業及びタイサポ事業を主たる事業としており、それぞれの事業が地域医療機関・介護事業者と連携することでシナジー（相乗効果）を生み出す事業モデルを構築しています。

当社の在宅訪問薬局事業は医療機関及び介護事業者との連携が不可欠ですが、在宅患者に対してケアプランを提供するケアプラン事業、医療機関から介護施設等の住居を紹介するタイサポ事業というように、一人の在宅患者に対して複数のサービス及び商品を提供できる事業構成であります。

また、きらりプライム加盟先店舗は、在宅訪問薬局の運営ノウハウを享受するとともに、当社を含む地域包括ケアシステムと繋がり、加盟店先が展開する地域でそれぞれの地域包括ケアシステムを形成することでより大きなネットワークとなり、全国の在宅患者をサポートできると考えております。

今後、地域包括ケアの確立のため、在宅患者へのサービスだけでなく、医療、介護領域の事業者が抱える課題に向けて、IOT・ICTを利用したソリューションサービス及び商品を提供し、幅広いプライマリーケアのプラットフォーム企業を目指しております。

(1)在宅訪問薬局事業

当社は、在宅医療実施医療機関及び門前医療機関の発行する処方箋に基づき患者に医薬品の調剤を行う在宅訪問薬局事業を営んでおり、「きらり薬局」の屋号のもと、主要出店エリアである福岡市近郊を中心にした西日本で23店舗、横浜市近郊及び千葉市近郊を中心とした東日本で12店舗を展開しております。

在宅訪問薬局事業の特徴として、一般的である外来患者自身が薬局を訪問する門前型薬局の機能を一部残しつつも、厚生労働省から提示された、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるというコンセプトである「地域包括ケアシステム」の拡大及び在宅医療の推進に着目し、老人ホーム型介護施設の出店地域において「在宅訪問型」の出店に注力しており、特に特定施設(注1)、住宅型老人ホーム(注2)、サービス付き高齢者住宅(注3)及びグループホーム(注4)との連携を重視した店舗展開を推進しております。

当社の在宅訪問薬局における売上構成は、売上の大半が外来調剤収入である従来の門前薬局と異なり、外来調剤収入が40％であるのに対し、在宅訪問収入の比率が売上全体の約60％を占めており、1店舗当たり平均200人以上の在宅患者様に月間400回を超える居宅療養管理指導を行い、通院困難な在宅患者に対して緊急時には24時間体制で薬剤師が訪問するサービスを行います。当社がサービスを行う在宅患者は87％が高齢者施設に入居しており、97％が要介護認定者となっております。厚生労働省は2014年9月から地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会を行い、病院のベッド数の減少及び在宅施設（高齢者施設）の増加施策（以下「政府の施策」という。）を進めており、厚生労働省が発表するデータを参照しても居宅療養管理指導の算定回数が年々増加していることからも政府の施策が浸透していることがわかります。しかし、全国の調剤薬局約60,000店舗（出所：厚生労働省　令和元年度衛生行政報告例の概況）のうち居宅療養管理指導を行う薬局数は25,569店舗で、1店舗の居宅療養管理指導回数の平均は月間34回程度となっており、当社の在宅訪問薬局事業は一般的である外来患者自身が薬局を訪問する門前薬局と違いユニークな事業形態と言えます。

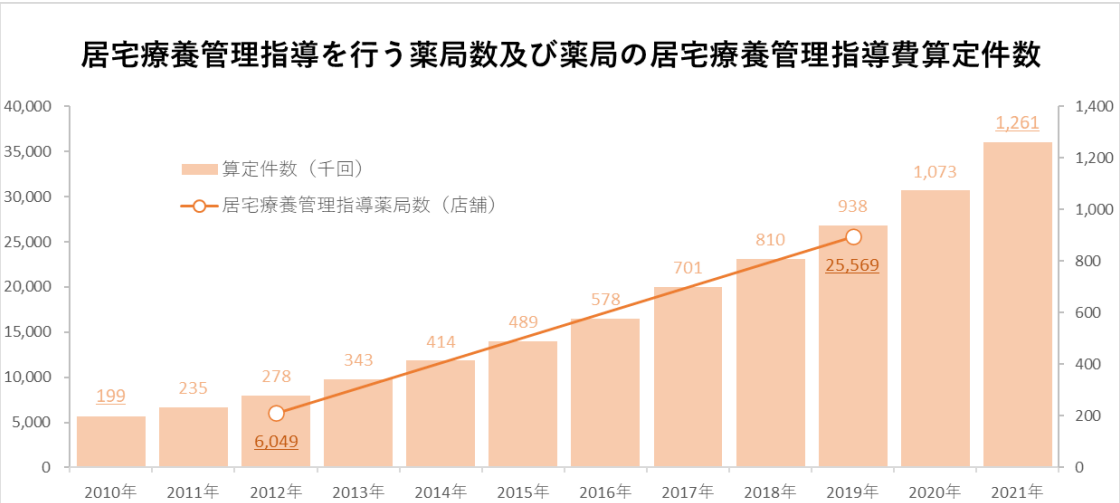

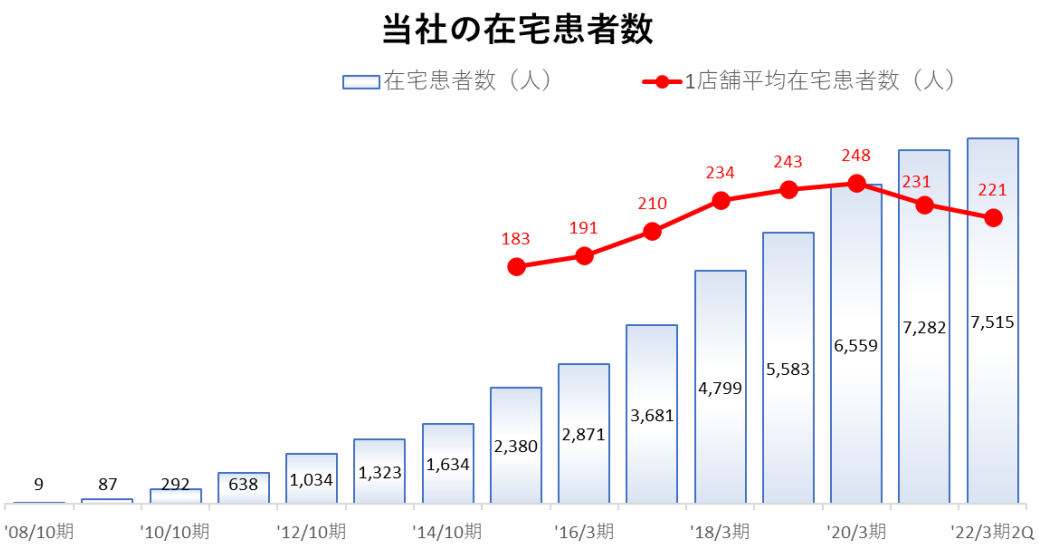

また、2018年7月には全国初となる保険診療内でのオンライン服薬指導を国家戦略特区（福岡市）で実施しました。これは、いままで在宅訪問服薬指導を受けることができなかった地域の患者様にも、24時間365日在宅訪問薬局のサービスを提供できるようになる先端的な取り組みであります。

加えて、通常は調剤薬局としては出席しない介護認定者(注5)のサービス担当者会議(注6)や、地域ケア会議にも年間1,000回を超える出席をしており、積極的に多職種（医師、看護師、ヘルパー、ケアマネージャー、福祉用具事業者等）と連携し、地域包括ケアシステムの構築に貢献しております。

（注）1　特定施設…厚生労働省が定める入居定員が30名以上の介護施設
2　住宅型老人ホーム…要介護者や、自立（介護認定なし）・要支援状態の高齢者を受け入れている施設
3　サービス付き高齢者住宅…高齢者住まい法の基準により登録される介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供する、バリアフリー構造の住宅
4　グループホーム…病気や障害などで生活に困難を抱えた人達が、専門スタッフ等の援助を受けながら、小人数、一般の住宅で生活する社会的介護の形態のこと
5　介護認定者…日本の介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者が認定するもの
6　サービス担当者会議…ケアマネージャーが利用者のケアプラン作成・変更時に必要となり、利用者を取り巻く訪問介護・デイサービス・福祉用具専門員・訪問薬局事業者を対象とした利用者のケアプランを考察する会議

在宅訪問薬局事業の事業系統図は、次のとおりであります。

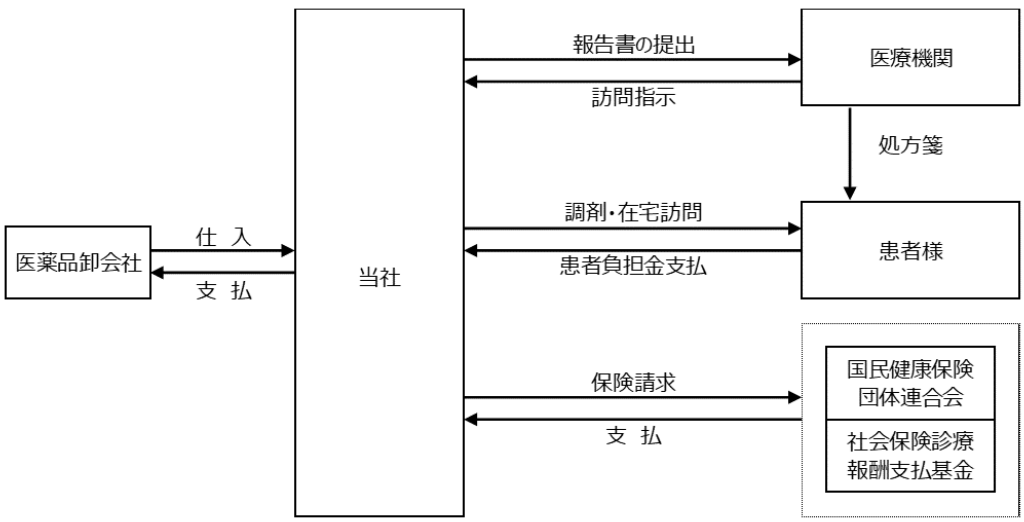

(2)きらりプライム事業

きらりプライム事業は、当社の経営理念である「患者さん（利用者さん）が24時間365日、自宅で『安心』して療養できる社会インフラを創る」を実現するため自社の店舗展開だけでなく広く運営ノウハウを提供し、増加する在宅患者に対応するため2019年2月より開始しました。主な事業内容は中小薬局事業者に対して在宅訪問薬局運営ノウハウの提供（定期セミナーの開催）、自社開発の在宅訪問支援情報システムの貸与、人材・営業（個人患者、介護施設の開拓）の支援及び実地による教育をおこなうものです。2021年９月末時点では、全国34都道府県で803店舗の事業者に加盟していただいており、加盟解約は事業開始から2021年９月末まで６店舗となっております。

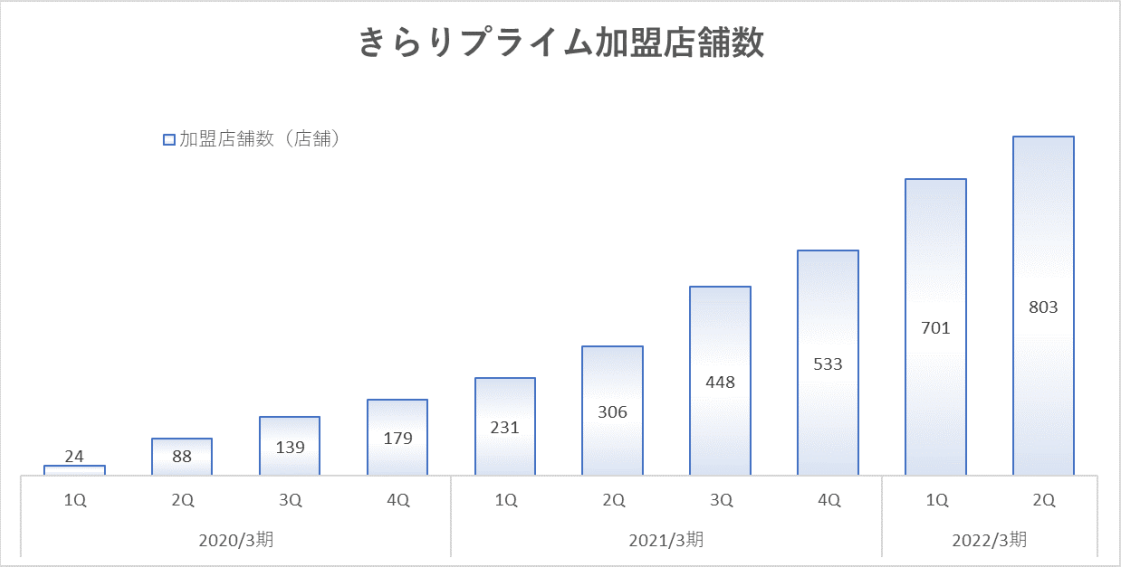

当事業の特徴は、当社が創業から培ったノウハウを外部サービスとし、在宅訪問を行っている、又は行おうとする事業者の困りごとへのソリューションを提供します。さらに、仲間（加盟店）を集めることで急増する在宅患者に対応するだけでなく、中小薬局事業者の薬価改定や政府の施策への対応等の経営課題に共に取り組みます。特に当社が2017年６月に自社開発した在宅訪問支援情報システム（ファムケア）は、在宅訪問業務特有の報告書作成機能やお薬の配達先でも患者様の薬歴等を確認でき、在宅訪問業務に関わるコスト増加を抑制することができます。10年を超える在宅訪問業務の経験から薬剤師が直接関わって開発したシステムは、当社ならではの細かなユーザビリティを実現しており、当事業のサービスの大きな特徴と言えます。

この在宅訪問支援情報システム（ファムケア）や医薬品卸からの医薬品購入を支援する医薬品購入交渉代行サービスは、きらりプライム加盟先の在宅患者の処方箋枚数や、仕入れた医薬品の金額に応じて利用料が変動するサブスクリプション型リカーリングレベニューモデル(注)となっており、加盟先の増加と当社の支援による在宅患者増加が事業拡大のカギとなります。その他、定額基本料金（サブスクリプションモデル）として、定期セミナーの開催や過去のセミナー資料の配信、在宅型薬局に関する問合せ対応等のサービスを提供しております。

その他サービスとしては次のとおりであります。

a オンコール体制の支援

地域支援体制加算の要件である「24時間365日体制」を構築するための人員の確保が困難である場合に、当社の薬剤師が加盟店薬局の営業時間外及び休日夜間に、医療機関及び介護施設等から来る緊急連絡に対応するオンコール補助を行う支援をしております。

b 在宅緩和ケアの指導

当社の緩和薬物療法認定薬剤師がPCAポンプ（モルヒネ持続皮下注射）や特定保険医療材料の実務指導を随時行い、加盟店のがん末期患者への在宅ケアを推進しております。なお、日本緩和医療薬学会に認定されている緩和薬物療法認定薬剤師は2021年３月時点で全国の医療機関に759名、うち保険調剤薬局勤務者は54名であり、当社所属は３名であります。

（注）　サブスクリプション型リカーリングレベニューモデル…毎月サービスをサブスクリプション（定期的）で利用した量に応じて課金するリカーリングレベニュー（継続収益）型のビジネスモデル

きらりプライム事業の事業系統図は、次のとおりであります。

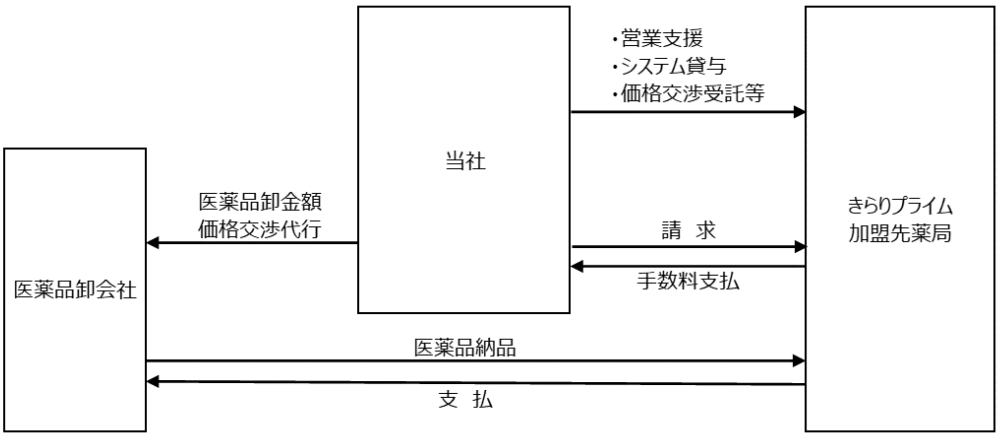

(3)ケアプラン事業

ケアプラン事業は、当社の介護支援専門員（ケアマネージャー）(注1)が、利用者の心身の状況、家族の希望等を勘案して居宅サービス計画（ケアプラン）(注2)を作成すること及び同計画に基づくサービスの提供が確保されるようサービス事業者との連絡調整を行う事業で、「ケアプランサービスひゅうが」の名称で、福岡県、神奈川県、千葉県を主要拠点として展開しております。

このケアプランサービスと当社の持つ「在宅訪問」「在宅重視型開業医とのネットワーク」を連携することにより、情報共有を密に行い、より利用者のニーズに沿った医療介護サービスを提供しております。当社のケアプランサービスを受ける方の約8割は当社の在宅訪問薬局サービスを受けていただいております。ケアプラン事業を行うことにより、介護事業者とのネットワークを強化することができるため、間接的に在宅訪問薬局事業へのシナジーが生まれると認識しております。

（注）1　介護支援専門員（ケアマネージャー）…要介護認定申請の代行及び認定調査やケアプランの作成、各サービス事業者との連絡調整を行うために必要となる専門資格

2　居宅サービス計画（ケアプラン）…介護支援専門員が個々の要支援・要介護状態に合わせた適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるように作成したもの

ケアプラン事業の事業系統図は、次のとおりであります。

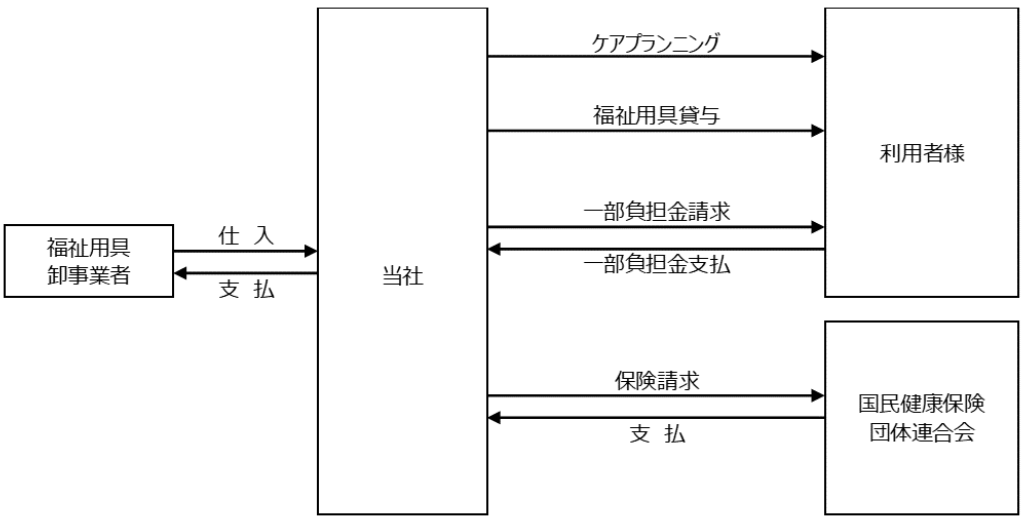

(4)タイサポ事業

タイサポ事業は、当社が運営する介護施設検索サイト等を通じて、退院患者に介護施設等の施設を紹介するサービスを提供する事業で、退院患者を受入れた介護施設から紹介料を受領しております。

一般的に退院患者が入居施設を選定するに当たっては、医療機関で退院調整支援を担当する医療ソーシャルワーカー(注１)もしくはケアマネージャー(注２)のアドバイスによって入居施設を決めますが、当社の在宅訪問薬局事業やケアプラン事業では、日常的に医療ソーシャルワーカーやケアマネージャー、介護施設と連絡を取り合える状況にあり、双方のニーズを適時把握できる利点を有しています。

当社では、医療ソーシャルワーカー及びケアマネージャーをターゲットとした検索サイトを構築しており、退院患者のニーズに合致した有益な施設情報を積極的に提供し、医療ソーシャルワーカー及びケアマネージャーと情報連携することで、入居成約率を高めております。

（注１）　医療ソーシャルワーカー…医療機関などで、病気になった患者や家族を社会福祉の立場からサポートする福祉の専門職

（注２）　ケアマネージャー　　…患者が過不足なく介護サービスを受けられるように、ケアプランの作成及び介護サービス事業者との調整を行う介護保険制度のスペシャリスト

タイサポ事業の事業系統図は、次のとおりであります。

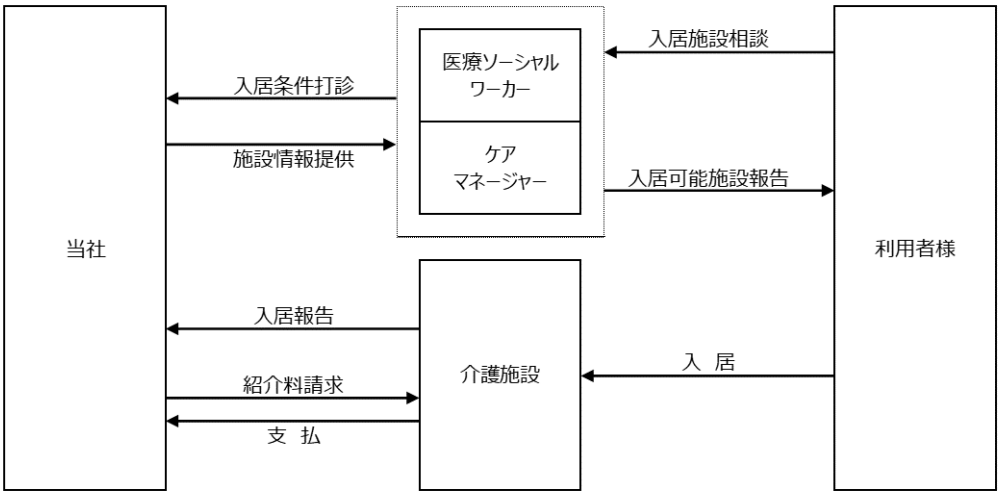

(5)その他新たな事業（ICT事業）の開発

当社が属する医療介護業界は一般的に労働集約型産業であり、高齢化が進む社会で労働人口が縮小する中でより効率的な運営が求められます。

そこで当社は介護事業者との関わりの中で得られた人材不足に起因する事業運営上の課題を解決するため、DX(注)の取り組みの一環として「Primary Care Robot」（介護施設向けウェアラブル機器等）を開発し、実際の介護施設で導入試験をしております。今後、当社の新たな事業として当社のネットワークを生かし2021年９月よりテスト販売を開始しました。

（注）　DX…企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること

4【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) エムスリー株式会社 (注) 1、2	東京都港区	29,035	インターネットを利用した医療関連サービスの提供	29.9 (19.7)	―

(注) 1. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。
2. 有価証券報告書の提出会社であります。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年10月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
333 (99)	36.1	3.0	4,183

セグメントの名称	従業員数(人)
在宅訪問薬局事業	265 (94)
きらりプライム事業	12 (0)
ケアプラン事業	18 (4)
タイサポ事業	12 (0)
その他事業	1 (0)
全社(共通)	25 (1)
合計	333 (99)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー社員及び派遣社員を含む)は、年間の平均人員を()にて外数で記載しております。なお、当社から社外への出向者、社外から当社への受入出向者はおりません。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第２【事業の状況】

１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「患者さん（利用者さん）が24時間365日、自宅で『安心』して療養できる社会インフラを創る」を経営理念としており、在宅患者の身近に基本的な医療・介護・住まいの相談に乗ってくれる窓口となり、要介護状態となっても水道、電気のような社会インフラと同様にいつでも生活の助けとなれるプライマリーケアを目指しております。

また、医療・介護事業者等を地域内で繋ぎ、在宅患者様を中心として連携されたネットワークの中で、安心して住み慣れた環境で過ごすことができる体制を、プライマリーケアのプラットフォーム企業として定義し、患者様・利用者様のニーズに応えながら、社会的課題の解決に貢献してまいります。

このような考えのもと、在宅患者様へお薬をお届け又は外来患者様へお薬をお渡しする在宅訪問薬局事業や、退院後の入居先を紹介するタイサポ事業及び介護認定者を支援するケアプラン事業だけではなく、在宅患者様をサポートしようとする中小薬局事業者への支援としてきらりプライム事業を拡大し、1社だけではできないより多くの在宅患者様に直接、間接を問わず包括的なケアができる体制を構築していきます。

(2) 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

当社の経営環境としては、内閣府「令和２年版高齢社会白書」において、国内の75歳以上の人口が2018年の1,798万人から2055年には2,446万人となり、高齢化が進むことで社会保障の財源に問題が生じると予測されております。そのため、政府の施策として医療及び介護の現場を病院から在宅へシフトしていく方針を積極的に進めていることから、厚生労働省の「患者調査」でも見られるように全患者に占める在宅患者の比率が上昇しており、中長期的に市場が拡大していくものと考えております。さらに、要介護者の増加に伴い慢性的に人材が不足するなどの新たな社会課題に対して、当社の医療、介護事業者とのネットワーク及び中小調剤薬局のネットワークを活かした新たなサービスを展開する機会が生まれております。

このような経営環境のなか、当社は、在宅訪問薬局事業において当社、在宅医療及び介護の現場運営の効率化を図るためのIT並びにICT分野の開発や、当社人材によるコンサルティングを展開し、きらりプライム加盟先を含めた各事業のシナジーを更に高めていく方針であります。既存の調剤薬局の枠を超えたプライマリーケアを追求してまいります。

(3) 目標とする経営指標

当社は持続的な事業成長のため、当社と契約している在宅患者数及びきらりプライム加盟店数の増加を重要な指標としております。さらに、高齢者施設とのネットワークの広がりをタイサポ登録施設数で確認しております。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① 在宅患者数の増加に対応する店舗出店

当社は、自宅で療養する患者数の増加に対応するために出店を進めており、現在は福岡県、佐賀県、東京都、神奈川県及び千葉県において在宅患者様に届ける薬の配送効率を高めるドミナント戦略(※)を展開しております。当社のきらりプライム加盟先は全国に広がっていることから、今後きらりプライム加盟先が多い地域に出店し、仮想ドミナントを形成する新たな出店形態を構築していきます。また、大手調剤薬局が大型門前薬局を展開していく方向性であるのに対して、当社は比較的外来処方箋枚数が少ない中小規模薬局を当社の在宅訪問薬局モデルと合わせることで収益性を高めることができます。そのため、大型薬局のM&A（合併・買収）による出店に付随するのれんの発生や仲介手数料を低減し高い投資効率で出店を進めます。

※ドミナント戦略・・・特定地域内で集中して出店することで、経営効率を高める戦略

② きらりプライム加盟店舗数の拡大及び新サービスの拡充

直営店舗の出店だけでは、当社の経営理念にある社会インフラと呼べる状態を速やかに構築するのは困難と考えております。大手調剤薬局事業者の寡占度合が低い調剤薬局市場では、中小規模の薬局が多く、この中小規模の薬局事業者との連携を拡大し、当社のノウハウを提供することで多くの在宅患者にサービスを提供できる体制を構築します。さらに、新しいサービスを開発・提供することで加盟店収入単価の増加に取り組みます。

③ 人材の獲得と育成

当社では、在宅訪問薬局だけでなく、今後地域包括ケアシステムにおける多様なサービスを提供していくために優秀な人材の獲得と育成を必要としております。主に各種サービスをネットワークで繋ぐシステムインフラに明るいエンジニアや当社サービスを広く知ってもらうための広報・広告に強い人材など、医療・介護業界以外の異業種からも人材を獲得してまいります。

④ 新事業及び新サービスの開発

当社が属する医療介護業界は一般的に労働集約型産業であり、高齢化が進む社会で労働人口が縮小する中でより効率的な運営が求められます。少ない労働力で業務を回す仕組みとして、当社の在宅訪問業務を効率化し、収益化したノウハウをコンサルティングやIT、ICTを通じて提供していく商品、サービスを開発していく必要があるため、新規事業として2021年９月にICT事業をスタートしております。また新サービスとして在宅訪問支援情報システム（ファムケア）の外販仕様として開発中であり、2022年１月にサービス開始予定となっております。

⑤ 内部統制とコーポレート・ガバナンスの強化

当社は、意思決定のプロセスにおける透明性を確保し、迅速化による経営の効率性を高め、事業執行において内部統制機能充実を図ることがコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営上重要な課題と考えております。そのため、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示に努め、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。

２【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 個人情報の保護について

当社では、在宅訪問薬局事業、ケアプラン事業において業務の特性上、患者様の病歴及び薬歴等の個人情報を取り扱っております。個人情報の保護に関しては「個人情報の保護に関する法律」により企業が本人に同意を得ずに個人情報を第三者に提供した場合には、行政処分が課され、場合によっては刑事罰の適用を受けることもあります。また、調剤薬局において個人情報を扱う当社の従業員の多くが薬剤師であり、薬剤師には刑法第134条第１項（秘密漏示）にて重い守秘義務が課せられております。

当社は、個人情報について厳重な管理を行うとともに、個人情報等の保護に関する社内規程の整備、JAPHIC（ジャフィック）マーク認証制度（注）におけるJAPHICマーク及びJAPHICマークメディカル認証取得等の情報漏洩を防止するための対策を講じております。しかしながら、万一、外部からの不正アクセスや社内管理上のミス等により個人情報の漏洩があった場合には、多額の賠償金の支払いや行政処分、それらに伴う既存顧客の信用及び社会的信用の低下等により当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

（注）JAPHIC（ジャフィック）マーク認証制度・・・「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に準拠して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備、運用している事業者を審査し、JAPHICマークの使用を認める制度です。法人又は事業部署についてはJAPHICマーク、医療・介護・福祉関係の事業を営む法人・店舗施設等についてはJAPHICマークメディカルを認証しております。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大による影響について

当社は、新型コロナウイルス感染拡大に対し、管理本部を中心に社内消毒の徹底、在宅勤務推進等の安全対策を施しております。マスクの着用、手指の消毒、薬局に戻った際のうがいと手洗いの徹底を周知し、店舗では消毒対策の他、空調機を刷新し店舗内の換気対策等を行い、患者様、及び従業員の安全確保に注力しております。また在宅訪問時には、処方内容等の説明や患者情報の聞き取りをできる限り訪問前にお電話で行い、直接お会いする場合にもソーシャルディスタンスを徹底し極力滞在時間を短くするなどの対策を行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症を含む新規感染症の拡大により、門前医療機関への受診控え並びに長期処方の増加によって、処方箋枚数が減少することにより当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社従業員が罹患するような事態が発生した場合には、人員減少による当社の店舗運営等が困難になり、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 固定資産の減損について

当社は、調剤薬局の店舗資産やのれん等の長期性資産を保有しております。これら資産については減損会計を適用し、当該資産から得られる将来キャッシュ・フローによって資産の残存価額を回収できるかどうかを検証しており、現状、減損処理が必要な資産については適切に処理を行っております。しかしながら、店舗の移転や病院の閉院等により当初期待した事業の収益性を下回るなど減損計上の対象となった場合には、特別損失が計上され当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 事業展開について

在宅訪問薬局事業においては、店舗のＭ＆Ａ（合併・買収）を含め、今後も高い採算性の見込める案件を中心に、収益性を重視した新規出店政策を採ってまいります。Ｍ＆Ａにおいては、対象会社から得られる将来キャッシュ・フローにより一定の年数以内で投資額を回収できる水準でＭ＆Ａを行うことを基本方針としておりますが、出店条件に合う物件が確保できないことにより計画どおり出店できない場合、競合状況や医薬分業の進展の遅れ等の要因により出店後に計画どおり売上高が確保できなかった場合、医療機関の移転又は廃業等により店舗の売上高が減少する場合、買収後の経済状況や業界環境の変化等により事業計画と実績に乖離が生じた場合及び当初想定したシナジーが得られない場合にはのれんに係る減損損失が発生し、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 損害賠償リスクについて

当社は、医療安全対策を経営上の重点課題と位置付け、薬剤師の技術の向上、医薬品に関する知識の充実について研修会を実施するなど積極的に取り組むとともに、調剤過誤を防止すべく機械化の推進及び調剤、鑑査、投薬という行動では、人によるダブルチェックが機能するように行動がルール化され、問題があればすぐに報告・是正され、全店展開が可能な体制を築いて細心の注意を払い調剤をしております。また、万が一に備え全店舗において「賠償責任保険」に加入しておりますが、調剤過誤等が発生し、社会的信用が失墜した場合、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 薬価基準の改定、調剤報酬改定について

在宅訪問薬局事業の売上は、厚生労働省告示に定められた薬価基準に基づく薬剤収入と同省告示に定められた調剤報酬点数に基づく調剤技術に係る収入との合計額であります。

このため、毎年の改定により薬価基準が下げられ薬剤の仕入価格が同程度引き下げられなかった場合、または２年毎にある調剤報酬の改定（直近の改定は2020年４月）によって調剤報酬点数の引き下げがあった場合には、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 仕入価格の暫定処理について

調剤薬局業界では慣例的に、薬価基準の改定が実施された場合、医薬品卸業者との間で最終的な仕入価格を妥結するまでの期間は、合理的であると見積もった暫定価格での仕入計上を行い、仕入価格が未定の状態のまま納品が行われることが通例となっております。

このように仕入価格が未決定の状態で納品が行われる場合、最終的な仕入価格の妥結に至るまでは、最終的な仕入価格妥結時の四半期決算において、暫定価格と最終的な仕入価格の精算処理がなされることになります。このため暫定価格と最終的な仕入価格に重要な差異が生じた場合においては、経過した四半期と精算処理を行った四半期とで当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 消費税等の影響について

在宅訪問薬局事業において、調剤売上は消費税法により非課税売上となる一方で、医薬品等の仕入は同法により課税されております。このため、当社は消費税等の最終負担者となっており、当社が仕入先に対して支払った消費税等は、製造原価の区分に費用計上されております。過去の消費税率改定時には、消費税上昇分が薬価改定幅に考慮されておりましたが、今後消費税率が改定され、薬価基準が消費税率の変動率に連動しなかった場合には、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 医薬品医療機器等法による規制について

当社が在宅訪問薬局を開設し、運営を行うにあたっては、医薬品医療機器等法や健康保険法、介護保険法等による法的規制があります。当社は店舗ごとに必要な許可・指定・登録・免許等を受けて営業をしております。当社は、これまで店舗の営業停止または取消等の処分を受けたことはありませんが、厳重に注意し、免許切れなどの手続不備がないよう確認を行っております。しかしながら、必要とされる許可・指定・登録・免許等を受けることができない場合、更新及び登録・届出の手続きを怠った場合、関連する法令改正等に違反した場合、またはこれらの法令が改正された場合において当社の出店計画及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

許可、指定、免許、登録、届出の別	有効期間	関連する法令	登録交付者
薬局開設許可	６年	医薬品医療機器等法	各都道府県知事又は所轄保険所長
医薬品販売業許可	６年	医薬品医療機器等法	各都道府県知事又は所轄保険所長
保険薬局指定	６年	健康保険法	各所轄厚生局長
管理医療機器販売届出	無期限	医薬品医療機器等法	各都道府県知事
高度管理医療機器等販売業許可	６年	医薬品医療機器等法	各都道府県知事
毒物劇物一般販売業登録	６年	毒物及び劇物取締法	各都道府県知事又は所轄保険所長
麻薬小売業者免許	３年	麻薬及び向精神薬取締法	各都道府県知事

(10) 資格者の確保について

調剤薬局においては、薬剤師法第19条において薬剤師以外の調剤を原則として禁止され、医薬品医療機器等法等により各店舗に薬剤師の配置のみならず、その配置人数においても厳しく規制されており、１日平均取扱処方箋40枚に対して１人の薬剤師を配置する必要があります。このため、業界全体において売り手市場の傾向が更に顕著となり、一時的な人件費の高騰に伴う収益の圧迫が想定されます。当社では、適正な人員配置を行うため、中途採用の強化、既存社員の定着率向上、新卒採用を柱に採用活動を行っております。しかしながら、採用者数の減少、退職者の増加等により、計画どおりに薬剤師を確保できず、新規出店計画や店舗運営に支障をきたした場合、当社の業績等に影響を与える可能性があります。

(11) 他社との競合について

当社は、きらりプライム加盟店に対し、当社の培ってきた在宅訪問ノウハウやそれに合わせた自社開発のシステムを提供していることを強みとしておりますが、新規参入事業者の登場により競争が激化した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) システムインフラ等への投資について

当社は、事業の拡大に応じて、システムインフラ等への投資を計画、実施しておりますが、当社の想定を超える急激なユーザー数及びアクセス数の増加、IT技術等の急速な進歩に伴い、予定していないハードウエアやソフトウエアへの投資等が必要となった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 介護保険法の改正、介護報酬の改定について

当社は、ケアプラン事業において介護保険法をはじめとする各種関連法令によって規制を受ける公的介護保険法内のサービスが中心となっております。これらのサービスは４年毎の介護保険法の改正（直近の改正は2020年４月）、３年毎の介護報酬の改定（直近の改定は2021年４月）より、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 大株主について

当社の大株主であるエムスリー株式会社（以下、「同社」という。）は、医療従事者専用サイトの運営等を行っており、同社の連結子会社等の所有する株式数を含めると、本書提出日現在で当社発行済株式総数の29.9％を所有しております。同社グループは、安定株主として引続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求すると共に、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。

当社と同社グループとの間に役員の招聘等の人的関係はなく、同社グループからの資金の借入、及び同社グループに対して事前承認や事前報告を要する事項等はありません。また、当社は同社グループから人材の派遣や紹介等を受けておりますが、同社グループとの取引については、他の企業の取引条件との比較等により取引条件の適正性等を確保しております。

現在、同社グループの事業領域は患者様に提供される地域包括ケアシステムにおいて支援アプローチの点で当社と相違しており、今後においても競合等が想定される事象はないものと認識しておりますが、将来において、何らかの要因により同社の経営方針や事業戦略（当社株式の保有方針も含む。）を変更した場合、当社事業、株式の流動性及び株価形成等に影響を及ぼす可能性があります。

(15) ストック・オプション等による株式の希薄化について

当社は、取締役及び従業員に対して、経営への参画意識を高めるため、ストック・オプション等のインセンティブプランを採用しております。これらのストック・オプション等が行使されれば、既存の株主が有する保有株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は、333,300株であり、発行済株式総数の9.8％に相当しております。

(16) 風評等の影響について

当社は、多数の介護施設と顧客紹介契約を結んでおり、当社の各事業において関係のあるネットワークを通じて広く柔軟に施設を紹介するサービスを提供しておりますが、紹介先の介護施設における事故等、安全性をおびやかすような事象が発生し、当社に不利益な風評が流れた場合には、当社サービスに対して、報道等により利用者の不安心理が高まり、利用者が減少するなど、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

３【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)　経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

第14期事業年度(自　2020年４月１日　至　2021年３月31日)

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続いており、日本国内各地で緊急事態宣言等が繰り返し発出されるなど、現在は収束の見通しも立っておらず、国内外の経済活動の停滞が懸念される状況にあります。

当社の属する医療・介護業界は新型コロナウイルス感染拡大により、店舗内の従業員、患者様の感染対策やオンライン診療の一時的規制緩和など経営環境が変化しており、各企業に様々な対応が求められております。

このような経営環境のなかではありますが、当社は、経営理念である「患者さん（利用者さん）が24時間365日、自宅で『安心』して療養できる社会インフラを創る」を実現するため、前期から本格的に開始したきらりプライム事業及びタイサポ事業が順調に拡大しており、当社の目指す「プライマリーケアのプラットフォーム企業」に向け尽力しております。

この結果、当期の売上高は5,086百万円（前年同期比17.4％増）となり、利益面では営業利益が228百万円（前年同期比86.5％増）、経常利益が250百万円（前年同期比104.9％増）、当期純利益が97百万円（前年同期比195.2％増）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

（在宅訪問薬局事業）

在宅訪問薬局事業では、新型コロナウイルス感染拡大による受診控えが発生し、医療機関からの外来処方箋枚数が減少する事象が発生しております。しかし、当該事業の在宅患者利用者数が2021年3月期末時点において7,282人（前期末比11.0％増）となり、順調に推移しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響は軽微なものに留めることができております。また、2020年４月に井尻店（福岡県福岡市南区）、2020年６月に五条店（福岡県太宰府市）を2020年８月に幸町店（千葉県千葉市美浜区）出店しており、引き続きドミナント出店戦略を強化しております。以上の結果、売上高は4,759百万円（前年同期比13.5％増）、セグメント利益は410百万円（前年同期比30.1％増）となりました。

（きらりプライム事業）

きらりプライム事業は、中小規模薬局等と提携し、効率的な訪問調剤の運営ノウハウや、人的リソースを提供するサービスであります。オンコール体制の支援、在宅訪問薬局の業務支援に特化した在宅訪問支援情報システム（ファムケア）の貸与及び医薬品購入の支援、人材研修等のサービスを基軸として、順調に提携薬局を増やしており、2021年３月期末時点で法人211社、加盟店舗数は533店舗（前期末比297.8%増）となり、大幅に増加させることができました。以上の結果、売上高は177百万円（前年同期比389.6％増）、セグメント利益は105百万円（前年同期比748.7％増）となりました。

（ケアプラン事業）

ケアプラン事業では、西日本エリア３拠点、東日本エリア２拠点となり体制の強化に取り組んでまいりました。以上の結果、売上高は100百万円（前年同期比22.7％増）、セグメント利益は２百万円（前期はセグメント損失1百万円）となりました。

（タイサポ事業）

タイサポ事業は、高齢者施設等への入居を検討される患者様に、医療介護の専門スタッフが身体の状態に適した施設や、入居先の希望エリアなど、ご希望に沿う施設を提案・紹介し、サポートするサービスであります。当社においては、在宅訪問薬局事業やケアプラン事業において広く構築しているネットワーク（医療ソーシャルワーカー、ケアマネージャー及び介護施設と相互連携）を利用することで、順調に成約数を増やしております。以上の結果、売上高は48百万円（前年同期比121.1％増）、セグメント利益は13百万円（前期はセグメント損失14百万円）となりました。

（資産）

当事業年度末における流動資産は1,561百万円となり、前事業年度末に比べ325百万円増加いたしました。これは主に、新規出店及び事業譲受等による店舗数の増加に伴い、現金及び預金が310百万円増加し、売掛金が88百万円増加したこと及び在庫の圧縮施策によって商品が74百万円減少したことなどによるものであります。

固定資産は453百万円となり、前事業年度末に比べ82百万円減少いたしました。これは主に、店舗資産の減損損失等の計上により建物が10百万円、工具、器具及び備品が10百万円、のれんが67百万円、ソフトウエアが20百万円減少したことなどによるものであります。

この結果、総資産は2,015百万円となり、前事業年度末に比べ243百万円増加いたしました。

（負債）

当事業年度末における流動負債は1,093百万円となり、前事業年度末に比べ139百万円増加いたしました。これは主に、当期純利益が前期よりも多く計上されたことによる未払法人税等の増加61百万円及び賞与引当金の増加33百万円などによるものであります。

固定負債は311百万円となり、前事業年度末に比べ3百万円減少いたしました。これは主に、固定負債のその他に含まれる長期未払金の減少５百万円などによるものであります。

この結果、負債合計は1,405百万円となり、前事業年度末に比べ136百万円増加いたしました。

（純資産）

当事業年度末における純資産は609百万円となり、前事業年度末に比べ106百万円増加いたしました。これは主に、当期純利益が97百万円計上されたことによるものであります。

第15期第２四半期累計期間（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）

当第２四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、日本国内各地で緊急事態宣言等が繰り返し発出されておりましたが、ワクチン接種が進み国内外の経済活動にも明るい兆しが見えてきております。

当社の属する医療・介護業界においては、新型コロナウイルス感染拡大により、医療・介護従事者及び患者様の感染対策やオンライン診療の一時的規制緩和措置を恒久化する議論が行われており、経営環境が変化しようとしております。

このような経営環境のなか、当社は、企業理念である「患者さん（利用者さん）が24時間365日、自宅で「安心」して療養できる社会インフラを創る」を実現するため、急成長しているきらりプライム事業を今後の企業展開の中核に据え、また新たな事業の開発に注力するなどして、当社の目指す「プライマリーケアのプラットフォーム企業」に向け尽力しております。

この結果、当第２四半期累計期間の売上高は2,767百万円となり、利益面では営業利益が226百万円、経常利益が223百万円、四半期純利益が145百万円となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

（在宅訪問薬局事業）

在宅訪問薬局事業では、新型コロナウイルス感染拡大に落ち着きが見られるなか、店舗では引き続き感染対策を実施し、患者様及び従業員の健康を守る取り組みを行っており、在宅患者数が当四半期末時点において7,515人（前年同四半期比7.3%増）と好調に推移しております。また、2021年9月に当社35店舗目となる「きらり薬局舞鶴店」（福岡県福岡市中央区）を開局し、引き続きドミナント出店戦略を推進しております。以上の結果、売上高は2,470百万円、セグメント利益は261百万円となりました。

（きらりプライム事業）

きらりプライム事業は、中小規模の薬局と提携し、効率的な在宅薬局の運営ノウハウの提供、人材研修、24時間対応のためのオンコール体制の支援、在宅薬局特化型の在宅訪問支援情報システム（ファムケア）の貸与及び医薬品購入の支援などのサービスを行っております。中小規模の薬局における在宅薬局の認知が高まっているなか、当事業の営業力強化に注力したことで、当四半期末時点で前年同四半期末加盟法人数116社から313社、店舗数は前年同四半期末加盟店舗数306店舗から803店舗となり、2.6倍となる大幅な提携薬局数の増加となっております。以上の結果、売上高は192百万円、セグメント利益は113百万円となりました。

（ケアプラン事業）

ケアプラン事業では、よりシナジーが見込める立地への移転を検討しているため、2021年8月末に神奈川県にある「ケアプランサービスひゅうが大倉山事務所」（神奈川県横浜市港北区）の営業を一時休止し、現在西日本エリア３拠点、東日本エリア１拠点で引き続き体制強化に取り組んでおります。その結果、売上高は62百万円、セグメント損失は０百万円となりました。

（タイサポ事業）

タイサポ事業は、医療介護の専門スタッフが、高齢者施設等への入居を検討される利用者様の医療依存度及び介護度の高さに対応し、その利用者様のご要望などを満たした施設を提案・紹介し、サポートするサービスであります。当社においては、在宅訪問薬局事業やケアプラン事業等において広げている医療・介護ネットワーク（医療ソーシャルワーカー、ケアマネージャー及び介護施設との連携網）を有効活用することで、順調に成約数を増やしております。以上の結果、売上高は36百万円、セグメント利益は14百万円となりました。

（資産）

当第２四半期会計期間末における流動資産は1,648百万円となり、前事業年度末に比べ86百万円増加いたしました。これは主に、新店舗を2店舗開局し、売掛金が31百万円増加したこと及び商品が15百万円増加したことなどによるものであります。

固定資産は587百万円となり、前事業年度末に比べ133百万円増加いたしました。これは主に、在宅訪問支援情報システム（ファムケア）の改修等に伴いソフトウエア仮勘定が74百万円増加し、本社事務所の改修等により建物が25百万円増加したことなどによるものであります。

その結果、総資産は2,235百万円となり、前事業年度末に比べ220百万円増加いたしました。

（負債）

当第２四半期会計期間末における流動負債は1,232百万円となり、前事業年度末に比べ138百万円増加いたしました。これは主に、運転資金として短期借入金が100百万円増加したこと及び新店舗の開局や既存店の売上好調に伴う仕入増加等により買掛金が75百万円増加したことなどによるものであります。

固定負債は248百万円となり、前事業年度末に比べ63百万円減少いたしました。これは主に、長期借入金が約定返済により64百万円減少したことなどによるものであります。

その結果、負債合計は1,480百万円となり、前事業年度末に比べ74百万円増加いたしました。

（純資産）

当第２四半期会計期間末における純資産は754百万円となり、前事業年度末に比べ145百万円増加いたしました。これは主に、四半期純利益が145百万円計上されたことによるものであります。

② キャッシュ・フローの状況

第14期事業年度(自　2020年４月１日　至　2021年３月31日)

当事業年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は538百万円となり、前事業年度末に比べ310百万円増加いたしました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況と、それらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動の結果として増加した資金は、351百万円となり、前事業年度に比べ317百万円収入が増加いたしました。これは主に、税引前当期純利益164百万円の計上及び減損損失86百万円を計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動の結果として減少した資金は、77百万円となり、前事業年度に比べ87百万円支出が減少いたしました。これは主に、新規出店及び事業譲受等による店舗数の増加の影響により有形及び無形固定資産の取得による支出74百万円が計上されたことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動の結果として増加した資金は、36百万円となり、前事業年度に比べ42百万円収入が増加いたしました。これは主に、薬局店舗の事業譲受等に伴う長期借入れによる収入200百万円があったものの、長期借入金の返済による支出が172百万円あったことによるものであります。

第15期第２四半期累計期間（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）

当第２四半期累計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は560百万円となり、前事業年度末に比べ22百万円増加いたしました。

当第２四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況と、それらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第２四半期累計期間における営業活動の結果として増加した資金は、176百万円となりました。これは主に、税引前四半期純利益220百万円の計上したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第２四半期累計期間における投資活動の結果として減少した資金は、172百万円となりました。これは主に、在宅訪問支援情報システム（ファムケア）の改修等に伴い無形固定資産の取得による支出90百万円が計上されたことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第２四半期累計期間における財務活動の結果として増加した資金は、18百万円となりました。これは主に、運転資金として短期借入れによる収入100百万円があったものの、長期借入金の返済による支出が81百万円あったことによるものであります。

③ 生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社は生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

b 仕入実績

第14期事業年度及び第15期第２四半期累計期間における仕入実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメント	第14期事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）		第15期第２四半期累計期間 （自　2021年４月１日 至　2021年９月30日）
	金額（百万円）	前期比（%）	金額（百万円）
在宅訪問薬局事業	2,355	4.7	1,265
きらりプライム事業	0	16.3	0
ケアプラン事業	－	－	0
タイサポ事業	－	－	－
その他事業	－	－	2
全社共通	12	－	－
合計	2,367	5.3	1,269

（注）１．金額は、仕入価格によっております。

２．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

c 販売実績

第14期事業年度及び第15期第２四半期累計期間における販売実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメント	第14期事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）		第15期第２四半期累計期間 （自　2021年４月１日 至　2021年９月30日）
	金額（百万円）	前期比（%）	金額（百万円）
在宅訪問薬局事業	4,759	13.5	2,470
きらりプライム事業	177	389.6	192
ケアプラン事業	100	22.7	62
タイサポ事業	48	121.1	36
その他事業	－	－	5
合計	5,086	17.4	2,767

（注）１．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

２．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がいないため記載を省略しております。

(2)　経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、採用した会計方針及びその適用方法並びに見積りの評価については、当社が現在入手している情報および合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の結果は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第５　経理の状況　１　財務諸表等　(1) 財務諸表　注記事項　（重要な会計上の見積り）」をご参照ください。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容については、「(1)経営成績等の状況の概要」に含めて記載しております。

③ 経営成績に重要な影響を与える要因

当社経営成績に重要な影響を与える要因は、「第２ 事業の状況２ 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

④ 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の資金需要の主なものは、商品仕入、人件費、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。また、新規出店等の新たな投資、ソフトウエアなどへの投資による一人当たりの生産性向上を目的とした投資に係る資金需要が生じております。

当社は、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を自己資金から安定的に確保することを基本方針としておりますが、必要に応じて多様な調達手段を検討しております。

⑤ 経営者の問題認識と今後の方針

経営者の問題認識と今後の方針については、「第２ 事業の状況１ 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

４【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

５【研究開発活動】

第14期事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

当事業年度の研究開発活動は、介護事業との関わりの中で得られた人材不足に起因する事業運営上の課題を解決するため、DXの取り組みの一環として、施設利用者のバイタルサイン（体温・血圧・脈拍等の生命兆候）計測・記録を自動化する「Primary Care Robot」（介護施設向けウェアラブル機器等）をIOT機器の開発を手掛ける株式会社ＭＴＬに開発を委託し、実際の介護施設で導入試験をし、2021年９月に販売を開始しております。

当事業年度における当社が支出した研究開発費の総額は9百万円であります。

第15期第２四半期累計期間（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）

該当事項はありません。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

第14期事業年度(自　2020年４月１日　至　2021年３月31日)

当事業年度において当社が実施しました設備投資等の総額は、65百万円(無形固定資産を含む）であり、その主なものは新規出店及び既存店の設備更新によるものであります。セグメントごとの設備投資額は、在宅訪問薬局事業63百万円、きらりプライム事業0百万円、ケアプラン事業0百万円、全社共通1百万円であります。また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第15期第２四半期累計期間(自　2021年４月１日　至　2021年９月30日)

当第２四半期累計期間において当社が実施しました設備投資等の総額は、89百万円(無形固定資産を含む）であり、その主なものは新規出店及び本社事務所改装に伴う設備更新によるものであります。セグメントごとの設備投資額は、在宅訪問薬局事業62百万円、きらりプライム事業0百万円、ケアプラン事業0百万円、その他事業１百万円、全社共通24百万円であります。また、当第２四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

２【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2021年３月31日現在

セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数（人）
		建物及び構築物（百万円）	工具、器具及び備品（百万円）	のれん（百万円）	ソフトウエア（百万円）	その他（百万円）	合計（百万円）	
在宅訪問薬局事業	店舗施設	98	39	63	47	0	248	249 (91)
きらりプライム事業	事業用設備	－	0	－	－	－	0	20 (4)
ケアプラン事業	事業用設備	－	0	－	0	－	0	9
タイサポ事業	事業用設備	－	0	－	6	－	6	9
全社（共通）	事務所等	1	2	－	20	－	24	25 (1)

（注）１．現在休止中の主要な設備はありません。
２．上記の金額には消費税等は含まれておりません。
３．帳簿価額のうち「その他」は、加入権であり、建設仮勘定及びソフトウエア仮勘定は含まれておりません。
４．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー社員及び派遣社員を含む）は、年間の平均人員を（）にて外数で記載しております。

３【設備の新設、除却等の計画】（2021年10月31日現在）

(1) 重要な設備の新設

セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
		総額（百万円）	既支払額（百万円）		着手	完了
在宅訪問薬局事業	在宅訪問支援情報システム（ファムケア）	123	103	自己資金	2021年３月	2022年１月

（注）上記の金額に消費税等は含まれておりません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	13,000,000
計	13,000,000

（注）2021年９月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、2021年10月１日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は12,954,524株増加し、13,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,410,700	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	3,410,700	－	－

（注）１．2021年９月３日開催の取締役会決議に基づき、2021年10月１日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。これに伴い発行済株式総数は3,399,331株増加し、3,410,700株となっております。

２．2021年９月30日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第１回新株予約権（2014年10月31日臨時株主総会決議）

付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　1 当社従業員　34　(注)６.
新株予約権の数（個）※	25［23］　(注)１.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　25［6,900］　(注)１.５.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	23,000［77］　(注)２.５.
新株予約権の行使期間※	自　2016年11月１日　至　2024年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格　23,000［77］ 資本組入額　11,500［39］(注)５.
新株予約権の行使の条件※	(注)３.
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)４.

※　最近事業年度の末日（2021年３月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［］内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)１. 新株予約権１個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は１株、提出日の前月末現在は300株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

３. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役若しくは取締役会が存在する場合は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。

③当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約に違反した場合には、本新株予約権の行使はできないものとする。

４．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換又は当社が株式移転完全子会社である株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合には、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以上を総称して以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為に係る契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する数と同一の数を交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、残存新株予約権の付与株式数に合理的な調整を加えて決定する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数が生じる場合にはこれを切り捨てる。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は組織再編行為の条件等を勘案のうえ、残存新株予約権の行使価額に合理的な調整を加え、これに上記③に基づいて調整を加えた後の付与株式数を乗じた額とする。調整の結果、生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

⑤新株予約権の行使により再編対象会社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）」に準じて決定する。

⑥新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

⑦新株予約権の行使の条件、再編対象会社が新株予約権を取得することができる事由

残存新株予約権の内容に準じ、具体的には組織再編行為に係る契約又は計画において定める。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない。

５．2021年９月３日開催の取締役会決議により、2021年10月１日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

６．付与対象者の退職による権利の喪失及び2019年10月15日開催の取締役会決議により、当社取締役城尾浩平氏に付与された「第１回新株予約権」30株のうち30株を当社従業員29名へ譲渡し、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社従業員23名であります。

第３回新株予約権（2018年２月16日臨時株主総会決議）

付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　3 当社従業員　32　(注)６．
新株予約権の数（個）※	257　(注)１．
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　257［77,100］　(注)１．５．
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	115,000［384］　(注)２．５．
新株予約権の行使期間※	自　2020年２月17日　至　2028年２月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格　115,000［384］ 資本組入額　57,500［192］(注)５．
新株予約権の行使の条件※	(注)３．
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)４．

※　最近事業年度の末日（2021年３月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［］内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は１株、提出日の前月末現在は300株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

３．新株予約権の行使の条件

①本新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。

②新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。

④その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

４．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換又は当社が株式移転完全子会社である株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合には、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以上を総称して以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為に係る契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する数と同一の数を交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、残存新株予約権の付与株式数に合理的な調整を加えて決定する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数が生じる場合にはこれを切り捨てる。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は組織再編行為の条件等を勘案のうえ、残存新株予約権の行使価額に合理的な調整を加え、これに上記③に基づいて調整を加えた後の付与株式数を乗じた額とする。調整の結果、生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

⑤新株予約権の行使により再編対象会社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）」に準じて決定する。

⑥新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

⑦新株予約権の行使の条件、再編対象会社が新株予約権を取得することができる事由

残存新株予約権の内容に準じ、具体的には組織再編行為に係る契約又は計画において定める。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない。

５．2021年９月３日開催の取締役会決議により、2021年10月１日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

６．付与対象者の退職による権利の喪失及び付与対象者の権利の放棄、2019年10月15日開催の取締役会決議により、当社代表取締役社長黒木哲史に付与された「第３回新株予約権」400株のうち176株を当社取締役１名、当社監査役2名、当社従業員20名、社外協力者１名へ譲渡し、当社取締役城尾浩平に付与された「第３回新株予約権」20株のうち15株を当社従業員15名へ譲渡し、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役１名、当社従業員25名、社外協力者2名であります。

第４回新株予約権（2020年３月23日臨時株主総会決議）

付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　2 当社従業員　37　(注)６．
新株予約権の数（個）※	385［362］　(注)１．
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　385［108,600］(注)１．５．
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	115,000［384］　(注)２．５．
新株予約権の行使期間※	自　2022年３月24日　至　2030年３月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格　115,000［384］ 資本組入額　57,500［192］(注)５．
新株予約権の行使の条件※	(注)３．
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)４．

※　最近事業年度の末日（2021年３月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［］内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は１株、提出日の前月末現在は300株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

３．新株予約権の行使の条件

①本新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。

②新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。

④その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

４．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換又は当社が株式移転完全子会社である株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合には、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以上を総称して以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為に係る契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する数と同一の数を交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、残存新株予約権の付与株式数に合理的な調整を加えて決定する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数が生じる場合にはこれを切り捨てる。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は組織再編行為の条件等を勘案のうえ、残存新株予約権の行使価額に合理的な調整を加え、これに上記③に基づいて調整を加えた後の付与株式数を乗じた額とする。調整の結果、生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

⑤新株予約権の行使により再編対象会社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）」に準じて決定する。

⑥新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

⑦新株予約権の行使の条件、再編対象会社が新株予約権を取得することができる事由

残存新株予約権の内容に準じ、具体的には組織再編行為に係る契約又は計画において定める。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない。

５．2021年９月３日開催の取締役会決議により、2021年10月１日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

６．付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役３名、当社従業員29名であります。

当社は、当社はストックオプション制度に準じた制度として、第５回新株予約権を発行しております。

当社は、現在及び将来の当社の役職員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することで、当社の価値向上に寄与することを目的として、2021年２月25日開催の臨時株主総会決議に基づき、2021年２月26日付でコタエル信託株式会社を受託者として「時価発行新株予約権信託」（以下「本信託」という。）を設定しております。本信託に基づき、黒木哲史は受託者に資金を信託し、当社は2021年３月３日にコタエル信託株式会社に対して第５回新株予約権を発行しております。

本信託は、当社の現在及び将来の役職員に対して、その功績に応じて、第５回新株予約権469個を配分するものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、現在の役職員に対して、将来の功績評価をもとにインセンティブ分配の多寡を決定することを可能とするとともに、将来採用された役職員に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従ってインセンティブを分配することを可能とするものであります。第５回新株予約権の分配を受けた者は、当該新株予約権の発行要領及び取り扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託の概要は以下のとおりであります。

名称	時価発行新株予約権信託
委託者	黒木 哲史
受託者	コタエル信託株式会社
受益者	交付基準日に受益候補者の中から本信託にかかる信託契約に基づいて指定された者
信託契約日（信託契約開始日）	2021年２月26日
信託の新株予約権数	469個
信託期間満了日（交付基準日）	2021年12月末日
信託の目的	当初、委託者の出捐で受託者に金銭が信託されましたが、受託者による第5回新株予約権の引き受け、払い込みにより、合計で第5回新株予約権469個が信託の目的となっております。
受益者適格要件	特になし

第５回新株予約権（2021年２月25日臨時株主総会決議）

付与対象者の区分及び人数（名）	当社新株予約権の受託者　1
新株予約権の数（個）※	469　（注）１．
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　469［140,700］（注）１．５．
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	250,000［834］（注）２．５．
新株予約権の行使期間※	自　2022年７月１日　至　2031年３月２日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格　250,000［834］ 資本組入額　125,000［417］（注）５．
新株予約権の行使の条件※	（注）３．
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）４．

※　最近事業年度の末日（2021年３月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在に（2021年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［］内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は１株、提出日の前月末現在は300株であります。

なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

３．新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、2022年３月期から2026年３月期までのいずれかの事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には連結損益計算書）に記載される営業利益が550百万円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社・関連会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③上記②は、新株予約権者が当社と契約関係にある信託会社であって、当該信託会社が信託契約の定めに従い本新株予約権を行使する場合には適用しない。

④新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合または当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができる。

⑤新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑥新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑦各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

４．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

５．2021年９月３日開催の取締役会決議により、2021年10月１日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2017年4月17日（注）１．	174	11,074	10,005	110,005	10,005	240,005
2018年3月23日（注）２．	－	11,074	△10,005	100,000	－	240,005
2020年４月１日～2021年３月31日（注）３．	295	11,369	4,742	104,742	4,742	244,747
2021年10月１日（注）４．	3,399,331	3,410,700	－	104,742	－	244,747

（注）１．有償第三者割当　174株
発行価格　115,000円
資本組入額　57,500円
主な割当先　岸本吉史氏、白藤友啓氏

２．その他資本剰余金振替のための減資です。資本金の減資割合は9.0％となっています。

３．新株予約権の行使による増加であります。

４．2021年９月３日開催の取締役会決議により、2021年10月１日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。これに伴い発行済株式総数が3,399,331株増加し、3,410,700株となっております。

（４）【所有者別状況】

2021年10月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	8	－	－	37	45	－
所有株式数（単元）	－	－	－	20,520	－	－	13,587	34,107	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	60.16	－	－	39.84	100	－

（５）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2021年10月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式 3,410,700	34,107	１「株式等の状況」(1)「株式の総数等」②「発行済株式」に記載のとおりであります。
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	3,410,700	－	－
総株主の議決権	－	34,107	－

②【自己株式等】
該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　該当事項はありません。

（1）【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。

（2）【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。

（3）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。

（4）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主各位に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を行うことを基本方針としております。一方で、本書提出日現在において当社は事業の成長過程にあり、内部留保の充実を図り将来の事業拡大に向けた成長投資に充当させることが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

そのため、当事業年度においては内部留保の充実を進め、企業体質の強化及び事業の成長投資に比重を置くことが重要であると判断し、当事業年度の配当は見送ることといたしました。内部留保金につきましては、当社のさらなる成長のための財源として有効活用していく所存であります。

今後におきましては業績や配当性向、将来的な成長戦略等を総合的に勘案し配当を実施していく予定でありますが、現時点において配当実施時期は未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年１回の期末配当を基本方針としており、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。また、当社は、取締役会の決議に基づき毎年９月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値を継続的に高めていくために、透明かつ公正な経営組織の確立、経営の重要事項に対する意思決定の迅速化、業務執行の監督機能強化を通じ、企業の健全性と経営の効率性を追求することでコーポレート・ガバナンスに必要な体制を構築し、充実を図っております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社であります。監査役３名は、常勤監査役１名、非常勤監査役２名の構成であり、非常勤監査役２名は社外監査役としていることで経営監視機能は強化され、有効に機能していると判断しております。また、取締役５名のうち１名は社外取締役であり、取締役会での経営の意思決定と監督機能を強化しております。当社においては、社外取締役、社外監査役を擁した監査役制度を基本とする体制が、経営の意思決定における監督機能と業務執行の適正性を確保し、企業価値の向上と効率的な経営に機能していると判断し、現状の体制を採用しております。

当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりであります。会社法上の機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、経営会議、内部監査室及びリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。

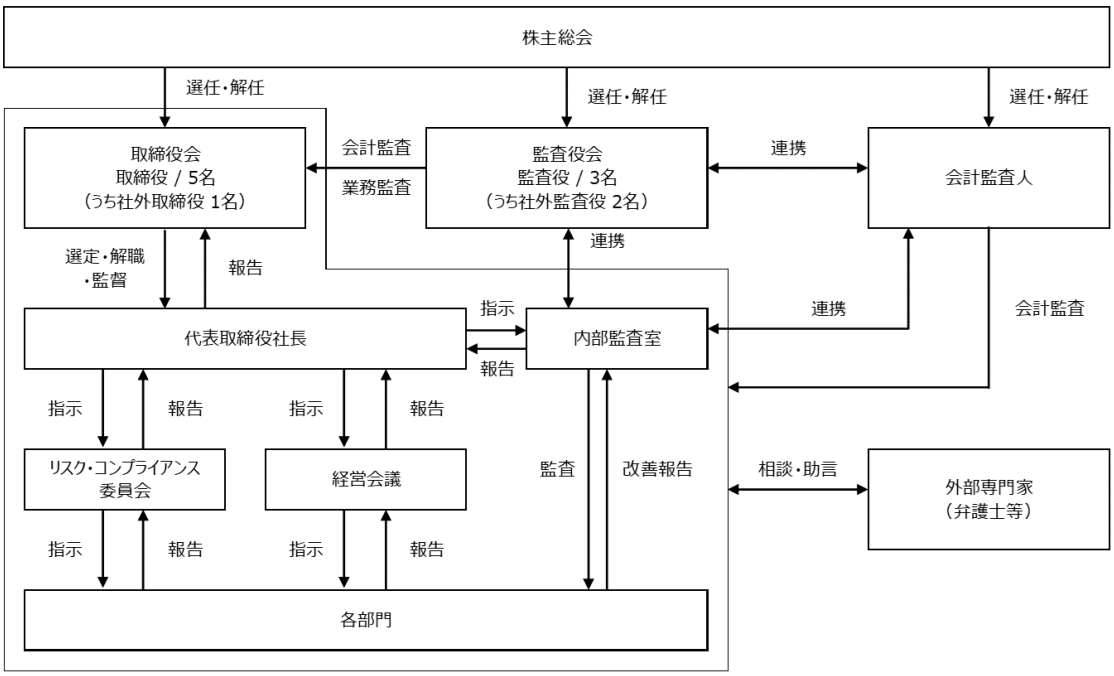

イ 取締役会

当社の取締役会は、取締役５名（うち社外取締役１名）で構成され、取締役会規程に基づき、会社の事業運営に関する重要事項、法令で定められた事項に関する意思決定を行っております。原則として、毎月１回の取締役会の開催に加え、必要に応じて臨時取締役会をその都度開催しております。

また、取締役会には全ての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。社外取締役は他業界からも招聘し、より広い視野にもとづいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制づくりを推進しております。

ロ 監査役会

当社は、会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、常勤監査役１名と非常勤監査役２名で構成されており、監査役３名の内２名が社外監査役です。ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。非常勤監査役の２名は、それぞれの職業倫理の観点より経営監視を実施しております。常勤監査役は、監査役監査計画及び基準に基づき、株主総会や取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。また、取締役の法令・規程等の遵守状況の把握や、各拠点への往査、会計監査人や内部監査室との意見交換や情報交換を行う等連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

ハ 内部監査室

当社は、内部統制部門の中核となる内部監査室を設置し、専従者２名と補助者６名で構成されております。内部監査室は、代表取締役直轄の組織として、内部監査計画書に基づき独立した観点から内部監査を実施することで、適正な業務推進が図られているか監査しております。監査役、内部監査室、会計監査人の三者は、監査計画の立案及び監査結果の報告等において緊密に連絡をとり、監査機能の充実に努めております。

ニ 経営会議

経営会議は、迅速かつ効率的な業務運営を行うことを目的とし、取締役、監査役、各部門の部長及び室長で構成され、原則月１回の経営会議を開催し、経営全般に関する事項や取締役会へ付議すべき事項等を協議しております。

ホ 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、適切な監査が実施されているとともに、会計上の課題について適時協議を行い、適切な会計処理に努めております。

ヘ リスク・コンプライアンス委員会

当社は「リスク・コンプライアンス管理規程」及び「反社会的勢力排除規程」に基づき、公正・適切なリスク管理・コンプライアンス推進のためにリスク・コンプライアンス委員会を四半期に１度定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、取締役、常勤監査役、内部監査室長及びリスク・コンプライアンス委員会が必要と認めて参加を要請した者で構成されております。当社のコンプライアンス全般について責任を有しており、また、当社のリスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化に関して責任を有しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備の状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、2020年９月の取締役会にて決議を行い、現在その基本方針に基づき内部統制の運用を行っております。

a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ 取締役及び使用人が法令や社会的規範を遵守し、事業活動を遂行するための行動規範として、「リスク・コンプライアンス管理規程」を定め、法令遵守の徹底を図る。

ⅱ 法令及び定款等の遵守体制の確立、維持、向上のための活動を推進する「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。

ⅲ 取締役及び使用人に対して継続的なコンプライアンス教育を実施する他、社内イントラネットへ規程やマニュアル等を掲示し、遵守すべき法令及び定款等の周知徹底、コンプライアンス体制の整備、充実を図る。

ⅳ 内部通報制度を整備し、取締役及び使用人が報告、相談できる内部通報窓口を社内に設置し、法令違反及び不正行為等を早期に把握、改善し、再発防止に取り組む。

ⅴ 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社における業務遂行及びコンプライアンスの遵守状況を監査し、監査結果を代表取締役社長に報告する。

ⅵ 反社会的勢力への対応について、方針及び規程を定め、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力との一切の関係を遮断するための組織体制を確保する。

ⅶ 財務報告の信頼性を確保するために、内部統制体制を整備するとともに、継続的にその有効性を評価し、維持、改善を行う。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ⅰ 取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報は、法令及び当社の「文書管理規程」、「情報セキュリティ規程」等に基づき、文書又は電子媒体に記録し、保存及び廃棄する。

ⅱ 文書、情報の管理責任部署は、社内規程の定めるところとし、取締役及び監査役は、これらの情報、文書を常時閲覧できる。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ⅰ リスクマネジメント体制の確立・維持・向上のため、「リスク・コンプライアンス管理規程」を制定し、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。

ⅱ リスク・コンプライアンス委員会は、全社的なリスクを統括的に管理し、想定されるリスクの特定、評価を行い、対策を講じるリスク及び対応部署を決定し、組織的対応を推進する。

ⅲ 緊急自体が発生した場合は、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整備する。

ⅳ 内部監査部門は、当社におけるリスク管理体制を監査し、監査結果を代表取締役社長に報告する。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ 原則として、月1回取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び定款並びに「取締役会規程」に定められた重要事項の意思決定を行う。

ⅱ 取締役は、取締役会において定めた中期経営計画、単年度予算、重要事項に基づき、適正かつ効率的に職務執行を行い、進捗状況を取締役会へ報告する。

ⅲ 取締役会における意思決定を迅速に行うために、取締役は、取締役会において決定した方針に基づき、経営に関する重要な事項について、事前に十分な検討を行う。

ⅳ 「取締役会規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」等を定め、職務執行の範囲及び責任権限を明確にする。

e 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

ⅰ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は、監査役の指揮、監督のもと、職務を執行する補助使用人を選任する。

ⅱ 前号の使用人は、当該職務に従事する場合は同監査役の指示に従い、その職務を行うものとし、当該職務を遂行するために、他の命令系統の指示は仰がない。

ⅲ 監査役の補助使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は、監査役の承認を要する。

f 取締役及び使用人が監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

ⅰ 当社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項の他、監査役からの要請に応じて報告及び情報提供を行う。

ⅱ 監査役は、取締役会、経営会議の他、重要な会議への出席、稟議書等の業務執行に関する重要な文書の閲覧により、職務の執行状況の把握及び報告を受けるものとする。

ⅲ 監査役への報告、相談を行ったことを理由として、当社の取締役及び使用人に対して、不利益な取扱いがされないことを徹底する。

g その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ⅰ 監査役は、必要に応じて監査役会を開催し、監査役相互の情報共有、協議を行う。

ⅱ 監査役は、代表取締役社長と定期的な意見交換を行うとともに、会計監査人、内部監査室と相互に緊密な連携及び情報交換を行い、監査の有効性と効率性の確保を図る。

ⅲ 監査役が職務の執行に係る費用の前払いまたは償還等の請求をした時は、当該請求にかかる費用又は監査役の職務の執行に必要ではないことが明らかな場合を除き、会社が負担する。

h 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社は、いかなる場合においても、取引関係を含め、反社会的勢力との一切の関係を持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを「経営の基本方針」、「従業者の行動規範」及び「反社会的勢力排除規程」に定め、すべての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。

ロ リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制は、総務部が主管部署となり、各部門との情報共有を行うことで、リスクの早期発見と未然防止に努めております。体制については、「リスク・コンプライアンス管理規程」を整備し、役員及び従業員が何らかのリスク情報に接した場合、各所属長に連絡するとともに、各所属長は、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会へ報告し、リスクの重要度に応じて、取締役会に有効に情報が伝達されるシステムを構築しております。

また、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会は、役員及び従業員等が遵守しなければならない関係法令の整理・遵守体制の整備や遵守のための教育・指導等を行う体制となっております。

ハ 取締役の定数

当社の取締役は９名以内とする旨を定款に定めております。

ニ 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款にて定めております。

ホ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款にて定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ヘ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等（自己株式の取得を含む）を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

ト 取締役等の責任免除

当社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、期待される職務を十分に行えるようにすることを目的とするものであります。

チ 責任限定契約の締結

当社は、会社法第427条第１項に基づき、業務執行取締役等でない取締役、監査役との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、業務執行取締役等でない取締役、監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

リ 定款の定めにより取締役会決議事項とした株主総会決議事項

a 中間配当

当社は、会社法第454条第５項の規定により、取締役会の決議によって毎年９月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な配当政策を図ることを目的とするものであります。

b 自己株式取得

当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得できる旨定款に定めております。これは、経済情勢の変化に応じて当社の財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを目的とするものであります。

（２）【役員の状況】

① 役員一覧

男性8名　女性－名　（役員のうち女性の比率－％）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
代表取締役 社長	黒木　哲史	1978年３月15日生	2001年４月　アイワ調剤株式会社入社 2002年４月　株式会社コクミン入社 2003年４月　沢井製薬株式会社入社 2007年11月　Ｈｙｕｇａ　Ｐｈａｒｍａｃｙ株式会社（現ＨＹＵＧＡ　ＰＲＩＭＡＲＹ　ＣＡＲＥ株式会社）設立代表取締役社長（現任） 2012年７月　株式会社WILL取締役 2016年３月　株式会社くらし計画社外取締役 2017年４月　社会福祉法人ひのき会評議員（現任） 2019年６月　社会福祉法人彩幸会理事（現任）	(注) ３	1,179,300 (注) ５
取締役 事業本部長	城尾　浩平	1978年11月12日生	2001年４月　株式会社大賀薬局入社 2009年８月　当社入社 2011年６月　当社店舗運営部長 2013年10月　当社取締役　運営部長 2014年10月　当社取締役　第二エリア部長 2018年１月　当社取締役　調剤事業部長 2019年10月　当社取締役　事業本部長（現任）	(注) ３	98,700
取締役 事業開発本部長	山﨑　武夫	1983年８月10日生	2004年８月　株式会社テレウェイヴリンクス（現株式会社アイフラッグ）入社 2006年10月　日本テレネット株式会社入社 2007年10月　株式会社ギャザーコム設立同社代表取締役 2012年４月　医療法人古賀医院（現医療法人徳志会）あさひクリニック理事 あさひクリニック事務長 東海クリニック事務長 2015年６月　当社社外取締役就任 2016年10月　医療法人徳志会あさひクリニック監査役 2017年12月　株式会社きしの森取締役（現任） 2020年４月　当社取締役　事業開発本部長（現任）	(注) ３	39,000
取締役 管理本部長	大西　智明	1977年９月22日生	1998年４月　中部電力株式会社入社 2006年１月　株式会社CMC入社 2008年１月　株式会社ファースト工房取締役 2014年３月　新日本製薬株式会社入社 2016年１月　楽天株式会社入社 2016年10月　新日本製薬株式会社入社 2019年12月　当社入社　財務経理部長 2020年４月　当社取締役　管理本部長（現任）	(注) ３	9,000
取締役 （注）１．	小川　真二郎	1978年８月17日生	2001年９月　株式会社全国賃貸住宅新聞社入社 2005年８月　ケアテンプ株式会社（現パーソルワークスデザイン）入社 2010年３月　株式会社クレスト入社 2011年８月　株式会社アドスピード入社 2012年７月　株式会社高齢者住宅新聞社入社 2019年７月　当社監査役就任 2019年９月　株式会社高齢者住宅新聞社取締役（現任） 2021年３月　当社取締役（現任）	(注) ３	－
常勤監査役	松井　節夫	1953年２月28日生	1976年４月　九宏薬品株式会社（現株式会社アトル）入社 2007年４月　同社二日市支店支店長 2009年４月　同社福岡営業部販促担当 2015年４月　同社営業本部広域管理部広域調剤担当 2018年１月　当社入社 2018年10月　当社常勤監査役（現任）	(注) ４	－

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
監査役 （注）２．	武井　孝太	1986年１月２日生	2015年12月　福岡県弁護士会弁護士登録 2015年12月　河野・野田部法律事務所入所（現任） 2019年12月　当社監査役（現任）	（注）４	－
監査役 （注）２．	熊本　宣晴	1959年５月25日生	1983年４月　厚生省入省 2007年８月　厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長 2009年７月　同局総務課長 2010年７月　企業年金連合会企画振興部長 2012年９月　全国健康保険協会総務部長 2014年４月　厚生労働省中国四国厚生局長 2016年２月　株式会社日本医薬総合研究所顧問 2018年６月　同社専務取締役 2021年３月　当社監査役（現任） 2021年８月　株式会社P・マインド社外取締役（現任）	（注）４	－
計					1,326,000

（注）１．取締役　小川真二郎は、社外取締役であります。
２．監査役　武井孝太、熊本宣晴は、社外監査役であります。
３．任期は、2021年９月30日開催の臨時株主総会終結の時から、2023年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
４．任期は、2021年９月30日開催の臨時株主総会終結の時から、2025年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
５．代表取締役社長黒木哲史の所有株式数は、同氏の資産管理会社である一般社団法人Hyugaが保有する株式数も含んでおります。

② 社外役員の状況

当社では、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的かつ中立的な経営監視機能が重要であると考えているため、社外取締役１名、社外監査役２名をそれぞれ選任しております。

社外取締役は、原則として毎月１回開催される取締役会に出席し、経営の状況等をモニタリングするとともに、事業判断上、必要とされる助言や意見交換を行います。

社外監査役は、原則として毎月１回開催される取締役会に出席し、取締役の業務執行の状況を監査するほか、内部監査の状況、会計監査人の監査状況を把握するとともに、内部統制システムの整備・運用状況を監査し、経営監査・監督機能の強化を図っております。

社外取締役小川真二郎は、長年にわたり医療・介護に関する業務に従事されており、その分野における高い見識を経営に活かすことができると判断し、社外取締役に選任しております。同氏及び同氏の勤務先と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役武井孝太は、弁護士としての経験と幅広い見識を有しており、当社の経営及び重要なリスクを助言・提言を行うことを期待し、監査役に招聘したものであります。なお、同氏及び同氏の勤務先との間に人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役熊本宣晴は、長年にわたり厚生労働省に務めた経験に基づき、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で経営の監視ができること、また、当社の事業領域において高度な知見を有していることから、幅広い見識を当社の監査に反映させることを期待し、監査役に招聘したものであります。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社においては、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する具体的基準は定めていないものの、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案したうえで、当社のコーポレート・ガバナンスの充実・向上、ひいては健全な経営に資する者を選定することとしております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監査又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役は、監査役、内部監査室及び各内部統制部門と必要に応じてミーティングを実施するなど、情報共有や連携を図りながら監督業務を行っております。

（３）【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役は３名で、うち社外監査役は２名であります。監査役会における主な検討事項として、法令又は定款の定めるところに従い、取締役の職務の執行状況を厳正かつ公正に監査するとともに、経営計画の遂行状況及び内部統制の運用状況等を重点監査しております。取締役会、リスク・コンプライアンス委員会その他必要と認めるすべての会議へ出席し、内部監査担当者や従業員に対するヒアリング等を通じ、業務監査等の監査業務を行っております。また、常勤監査役の活動として、必要に応じ取締役及び各部門担当者との面談を実施して報告を受け、意見交換を行うことなどにより社内の情報収集に努め、内部統制システムの構築・運用の状況を監視及び検証するとともに各監査役間における情報の共有及び意思の疎通を図っております。

最近事業年度において監査役会を年14回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏　名	開催回数	出席回数
松井　節夫	14回	14回
武井　孝太	14回	14回
小川　真二郎	13回（注)1	13回（注)1
熊本　宣晴	1回　(注)2	1回　(注)2

（注）１．小川氏は2021年２月25日開催の臨時株主総会で２月28日付で社外監査役を辞任したことから開催回数及び出席回数が少なくなっております。

２．熊本氏は2021年２月25日開催の臨時株主総会で３月１日付で社外監査役に就任したことから開催回数及び出席回数が少なくなっております。

② 内部監査の状況

内部監査体制として内部監査室（専任者２名、補助者６名）を設置し、随時内部監査を実施することで、適正な業務推進が図られているかについてチェックしております。内部監査は内部監査規程及び代表取締役社長から承認を得た事業年度ごとの内部監査計画に基づき、各部門の業務活動において、社内規程やコンプライアンスに従って、適正かつ効率的に行われているか監査を行っております。具体的には、事業部門、管理本部の全部門を対象に定期監査を実施し、また、2021年7月に在宅訪問薬局事業部の薬局部門を対象に薬学的管理に特化した臨時監査を実施いたしました。監査結果は代表取締役社長に直接報告されると同時に被監査部門に通知され、後日、フォローアップ監査により改善状況の確認作業が行われております。

なお、監査役、内部監査室、会計監査人の三者は、監査計画の立案及び監査結果の報告等において緊密に連絡を取り、監査機能の充実に努めております。

③ 会計監査の状況

ａ．監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

ｂ．継続監査期間

２年間

ｃ．業務を執行した公認会計士

池田 徹、下平 雅和

ｄ．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士５名、公認会計士試験合格者３名、その他４名であり、監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はなく、また、同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

ｅ．監査法人の選定方針と理由

当社が監査法人を選定するに当たって、監査法人の沿革と監査実績、当社が属する業界の知見、公認会計士法に基づく処分や会社法上の欠格事由の有無、監査法人の品質管理体制、監査法人の独立性、専門性、監査の実施体制、グローバルへの対応、監査テクノロジー、監査報酬見積額等の適切性を考慮しており、これらを総合的に勘案した結果、有限責任監査法人トーマツは適任であると判断したものであります。

ｆ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」及び監査法人が定めたガバナンス・コードを踏まえ、会計監査人とのコミュニケーションを通じて、監査チームの独立性、監査計画の内容、特別な検討を必要とするリスク等及び不正リスクへの対応並びにそれらの監査結果、経営者等とのコミュニケーションの状況等を評価し、さらに最近の日本公認会計士協会の品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会による検査の内容及びその対応状況も考慮した監査法人の品質管理体制を勘案して評価しており、監査人の監査体制、職務遂行状況等は適切であると評価しております。

④．監査報酬の内容等

ａ．監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
12	－	13	－

ｂ．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（ａ．を除く）

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
－	1	－	1

当社における非監査業務の内容は、デロイト トーマツ税理士法人と業務委託契約を締結しており、税務コンプライアンス業務（税務申告書のレビュー業務）及び税務コンサルティング業務であります。

ｃ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ｄ．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査法人からの見積提案をもとに、当社の規模・業務の特性等の観点から監査日数及び監査従事者の構成等の要素を勘案して検討し、監査役会の同意を得て、取締役会で決定する手続を実施しております。

ｅ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

（4）【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めており、取締役の報酬については、株主総会で決議された総額の範囲内で固定報酬額を支給しております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2014年10月31日であり、取締役の報酬総額を100百万円、監査役の報酬総額を30百万円と決議しております。

取締役の個別の報酬につきましては、上記報酬総額内で、取締役会にて役員報酬決定基準の内規をもとに会社の業績・職責等を勘案し、審議された額を承認し決定しております。

監査役の個別の報酬につきましては、上記報酬総額内で、監査役の協議において決定しております。

なお、提出会社の役員が当事業年度に受けている報酬等は固定報酬のみであります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	ストックオプション	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く）	48	48	－	－	4
監査役（社外監査役を除く）	3	3	－	－	1
社外役員	1	1	－	－	3

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、役員ごとの報酬等の総額は記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

（5）【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第５【経理の状況】

１．財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1)当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

(2)当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

(1)当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第６項の規定に基づき、前事業年度（2019年４月１日から2020年３月31日まで）及び当事業年度（2020年４月１日から2021年３月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

(2)当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第６項の規定に基づき、第２四半期会計期間（2021年７月１日から2021年９月30日まで）及び第２四半期累計期間（2021年４月１日から2021年９月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

３．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

４．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更について的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーへ参加しております。

1 【財務諸表等】

（1）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2020年３月31日）	当事業年度 （2021年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	227,416	538,288
売掛金	744,543	832,636
商品	251,248	176,997
貯蔵品	53	94
前払費用	11,613	11,464
その他	1,677	2,370
流動資産合計	1,236,553	1,561,852
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	105,882	95,704
構築物（純額）	5,216	4,343
工具、器具及び備品（純額）	52,730	42,052
建設仮勘定	9,254	－
有形固定資産合計	※ 173,085	※ 142,100
無形固定資産		
のれん	131,205	63,381
ソフトウエア	95,180	75,022
ソフトウエア仮勘定	5,421	31,501
その他	618	497
無形固定資産合計	232,424	170,403
投資その他の資産		
長期前払費用	37,028	28,181
敷金及び保証金	40,994	42,448
繰延税金資産	51,772	70,044
投資その他の資産合計	129,795	140,673
固定資産合計	535,305	453,177
資産合計	1,771,859	2,015,029

（単位：千円）

	前事業年度 （2020年３月31日）	当事業年度 （2021年３月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	519,201	537,131
１年内返済予定の長期借入金	136,170	163,248
未払金	79,940	63,435
未払費用	138,408	153,805
未払法人税等	24,578	86,218
預り金	4,057	4,296
賞与引当金	49,070	82,903
その他	2,634	2,861
流動負債合計	954,062	1,093,900
固定負債		
長期借入金	284,306	284,384
資産除去債務	24,483	26,886
その他	6,168	394
固定負債合計	314,958	311,665
負債合計	1,269,020	1,405,565
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	104,742
資本剰余金		
資本準備金	240,005	244,747
その他資本剰余金	10,005	10,005
資本剰余金合計	250,010	254,752
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	9,081	9,081
繰越利益剰余金	143,746	240,887
利益剰余金合計	152,828	249,968
株主資本合計	502,838	609,463
純資産合計	502,838	609,463
負債純資産合計	1,771,859	2,015,029

【四半期貸借対照表】

（単位：千円）

	当第２四半期会計期間 （2021年９月30日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	560,852
売掛金	863,717
商品	192,971
その他	30,752
流動資産合計	1,648,293
固定資産	
有形固定資産	171,722
無形固定資産	272,260
投資その他の資産	143,087
固定資産合計	587,070
資産合計	2,235,363
負債の部	
流動負債	
買掛金	612,982
短期借入金	100,000
１年内返済予定の長期借入金	146,408
未払法人税等	89,305
賞与引当金	39,503
その他	244,267
流動負債合計	1,232,465
固定負債	
長期借入金	219,600
資産除去債務	28,443
固定負債合計	248,043
負債合計	1,480,509
純資産の部	
株主資本	
資本金	104,742
資本剰余金	254,752
利益剰余金	395,359
株主資本合計	754,854
純資産合計	754,854
負債純資産合計	2,235,363

②【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
売上高	4,331,638	5,086,031
売上原価	3,772,400	4,302,201
売上総利益	559,238	783,829
販売費及び一般管理費	※1 436,863	※1,※2 555,628
営業利益	122,374	228,201
営業外収益		
受取利息	92	95
補助金収入	－	25,660
固定資産売却益	1,905	－
その他	970	529
営業外収益合計	2,968	26,284
営業外費用		
支払利息	2,732	3,349
その他	242	417
営業外費用合計	2,975	3,766
経常利益	122,368	250,720
特別損失		
減損損失	※3 59,910	※3 86,036
特別損失合計	59,910	86,036
税引前当期純利益	62,457	164,684
法人税、住民税及び事業税	39,917	85,815
法人税等調整額	△10,363	△18,271
法人税等合計	29,554	67,543
当期純利益	32,903	97,140

【売上原価明細書】

		前事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）		当事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	
区分	注記番号	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）
期首商品たな卸高		193,640		262,715	
当期商品仕入高		2,249,198		2,367,582	
合計		2,442,838		2,630,298	
期末商品たな卸高		262,715		192,883	
商品評価損		5,130		4,418	
Ⅰ商品売上原価		2,185,252	57.9	2,441,832	56.8
Ⅱ人件費		1,202,373	31.9	1,427,263	33.2
Ⅲ経費	※1	384,774	10.2	433,105	10.1
売上原価		3,772,400	100.0	4,302,201	100.0

（注）※1．主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度（千円）	当事業年度（千円）
減価償却費	84,747	75,551
地代家賃	85,622	102,515

【四半期損益計算書】

【第２四半期累計期間】

（単位：千円）

	当第２四半期累計期間 （自　2021年４月１日 至　2021年９月30日）
売上高	2,767,773
売上原価	2,197,619
売上総利益	570,154
販売費及び一般管理費	※ 343,751
営業利益	226,402
営業外収益	
補助金収入	100
その他	276
営業外収益合計	376
営業外費用	
支払利息	1,383
上場関連費用	2,003
その他	42
営業外費用合計	3,429
経常利益	223,349
特別損失	
固定資産除却損	1,539
減損損失	1,159
特別損失合計	2,698
税引前四半期純利益	220,650
法人税、住民税及び事業税	75,260
法人税等合計	75,260
四半期純利益	145,390

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	100,000	240,005	10,005	250,010	9,081	110,843	119,925	469,935	469,935
当期変動額									
当期純利益						32,903	32,903	32,903	32,903
当期変動額合計	－	－	－	－	－	32,903	32,903	32,903	32,903
当期末残高	100,000	240,005	10,005	250,010	9,081	143,746	152,828	502,838	502,838

当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	100,000	240,005	10,005	250,010	9,081	143,746	152,828	502,838	502,838
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	4,742	4,742		4,742			－	9,485	9,485
当期純利益						97,140	97,140	97,140	97,140
当期変動額合計	4,742	4,742	－	4,742	－	97,140	97,140	106,625	106,625
当期末残高	104,742	244,747	10,005	254,752	9,081	240,887	249,968	609,463	609,463

④【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	62,457	164,684
減価償却費	75,719	76,586
のれん償却額	20,064	13,926
減損損失	59,910	86,036
賞与引当金の増減額（△は減少）	9,794	33,833
固定資産売却益	△1,905	－
受取利息及び受取配当金	△92	△95
支払利息	2,732	3,349
補助金収入	－	△25,660
売上債権の増減額（△は増加）	△140,913	△88,093
棚卸資産の増減額（△は増加）	△63,235	74,210
仕入債務の増減額（△は減少）	75,604	17,930
未払金の増減額（△は減少）	△13,103	△21,809
未払費用の増減額（△は減少）	25,255	15,396
その他	△29,507	22,633
小計	82,779	372,928
利息及び配当金の受取額	2	4
利息の支払額	△2,726	△3,329
補助金の受取額	－	25,660
法人税等の支払額	△45,322	△43,442
営業活動によるキャッシュ・フロー	34,733	351,821
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△26,971	△40,471
有形固定資産の売却による収入	3,261	－
無形固定資産の取得による支出	△20,427	△34,129
事業譲受による支出	△111,631	－
長期前払費用の取得による支出	△220	－
敷金及び保証金の差入による支出	△9,540	△3,022
敷金及び保証金の回収による収入	292	32
投資活動によるキャッシュ・フロー	△165,236	△77,591
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△20,000	－
長期借入れによる収入	150,000	200,000
長期借入金の返済による支出	△136,259	△172,844
新株予約権の行使による株式の発行による収入	－	9,485
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,259	36,641
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△136,761	310,871
現金及び現金同等物の期首残高	364,178	227,416
現金及び現金同等物の期末残高	※ 227,416	※ 538,288

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	当第２四半期累計期間 （自　2021年４月１日 至　2021年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	220,650
減価償却費	31,785
のれん償却額	4,510
減損損失	1,159
賞与引当金の増減額（△は減少）	△43,400
固定資産除却損	1,539
支払利息	1,383
補助金収入	△100
売上債権の増減額（△は増加）	△31,081
棚卸資産の増減額（△は増加）	△15,990
仕入債務の増減額（△は減少）	70,766
未払金の増減額（△は減少）	13,030
未払費用の増減額（△は減少）	2,800
その他	△14,650
小計	242,403
利息及び配当金の受取額	45
利息の支払額	△1,353
補助金の受取額	100
法人税等の支払額	△64,670
営業活動によるキャッシュ・フロー	176,525
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△42,676
無形固定資産の取得による支出	△90,534
事業譲受による支出	△36,541
長期前払費用の取得による支出	△231
敷金及び保証金の差入による支出	△2,472
敷金及び保証金の回収による収入	118
投資活動によるキャッシュ・フロー	△172,337
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（△は減少）	100,000
長期借入金の返済による支出	△81,624
財務活動によるキャッシュ・フロー	18,376
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	22,563
現金及び現金同等物の期首残高	538,288
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 560,852

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

１．たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	９～22年
構築物	10～30年
工具、器具及び備品	３～６年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づいております。

のれんの償却については、その投資効果の発現する期間を個別に見積り、10年以内の合理的な期間で均等償却を行っております。

３．引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

４．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

５．その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、長期前払費用に計上し、５年間で均等償却を行っております。

当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

１．たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	９～22年
構築物	10～30年
工具、器具及び備品	３～６年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づいております。

のれんの償却については、その投資効果の発現する期間を個別に見積り、10年以内の合理的な期間で均等償却を行っております。

３．引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

４．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

５．その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、長期前払費用に計上し、５年間で均等償却を行っております。

（重要な会計上の見積り）

前事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

１．固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度
減損損失	59,910
有形固定資産	173,085
無形固定資産	232,424

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社は、減損判定のグルーピングの基本単位を店舗ごととしております。各資産グループに減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

②主要な仮定

店舗の将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、取締役会で承認された事業計画や店舗別予算を基礎としております。基礎となる将来計画に含まれる見積りに用いた主要な仮定は、処方箋枚数、薬剤料、技術料及び人員計画等の仮定に基づいて作成した将来の利益計画等を考慮して見積っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、限定的であると仮定しております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により回収可能価額の評価に関する見積りが変化した場合には、結果として将来追加で減損損失を計上する可能性があります。

当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

１．固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度
減損損失	86,036
有形固定資産	142,100
無形固定資産	170,403

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社は、減損判定のグルーピングの基本単位を店舗ごととしております。各資産グループに減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

②主要な仮定

店舗の将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、取締役会で承認された事業計画や店舗別予算を基礎としております。基礎となる将来計画に含まれる見積りに用いた主要な仮定は、処方箋枚数、薬剤料、技術料及び人員計画等の仮定に基づいて作成した将来の利益計画等を考慮して見積っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、限定的であると仮定しております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により回収可能価額の評価に関する見積りが変化した場合には、結果として将来追加で減損損失を計上する可能性があります。

（未適用の会計基準等）

前事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日 企業会計基準委員会）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年３月31日 企業会計基準委員会）

（１）概要

本会計基準等は、収益認識に関する包括的な会計基準であり、その基本となる原則は、約束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益を認識することであります。

基本となる原則に従って収益を認識するために、次の5つのステップを適用します。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（２）適用予定日

2022年３月期の期首から適用します。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による影響はありません。

当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日 企業会計基準委員会）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年３月26日 企業会計基準委員会）

（１）概要

本会計基準等は、収益認識に関する包括的な会計基準であり、その基本となる原則は、約束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益を認識することであります。

基本となる原則に従って収益を認識するために、次の5つのステップを適用します。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（２）適用予定日

2022年３月期の期首から適用します。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による影響はありません。

（表示方法の変更）

前事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第３項の規定に基づき、2020年４月１日に開始する事業年度（以下「翌事業年度」という。）における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を翌事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、財務諸表等規則附則第３項の規定に基づき、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当事業年度の財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

（貸借対照表関係）

※　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2020年３月31日）	当事業年度 （2021年３月31日）
有形固定資産の減価償却累計額	230,523千円	260,819千円

（損益計算書関係）

※１　販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度57.7％、当事業年度45.3％、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度42.3％、当事業年度54.7％であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
役員報酬	32,645千円	54,038千円
給与手当	135,512	171,914
賞与引当金繰入額	9,750	14,942
支払手数料	50,261	39,943
支払報酬	86,185	96,367
減価償却費	11,036	14,962

※２　一般管理費に含まれる研究開発費の総額

前事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
－	9,750千円

※３　減損損失

前事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
神奈川県	店舗(薬局)用資産	建物、工具、器具及び備品、ソフトウエア、のれん	59,910
合計			59,910

当社は、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、事業用資産については店舗単位で、遊休資産、停止予定資産及び処分予定資産は個別物件単位で、資産のグルーピングを行っております。

資産または資産グループが使用されている事業に関連して、門前のクリニックの移転等により、店舗の既存の投資回収が困難になったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（59,910千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物3,326千円、工具、器具及び備品1,841千円、ソフトウエア4,475千円、のれん50,268千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、回収可能価額を零と評価しております。

当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
福岡県	店舗(薬局)用資産	建物、構築物	8,886
神奈川県	店舗(薬局)用資産	建物、工具、器具及び備品、ソフトウエア、のれん、その他	68,118
千葉県	店舗(薬局)用資産	建物、工具、器具及び備品、ソフトウエア	9,031
合計			86,036

当社は、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、事業用資産については店舗単位で、遊休資産、停止予定資産及び処分予定資産は個別物件単位で、資産のグルーピングを行っております。

資産または資産グループが使用されている事業に関連して、店舗の既存の投資回収が困難になったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（86,036千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物17,400千円、構築物527千円、工具、器具及び備品7,703千円、ソフトウエア6,431千円、のれん53,896千円、その他74千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、回収可能価額を零と評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2019年４月１日　至2020年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	11,074	－	－	11,074

（注）当社は、2021年９月３日開催の取締役会決議により、2021年10月１日付で普通株式１株につき300株の分割を行っておりますが、上記株式数については、分割前の数値を記載しております。

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第１回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
第２回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
第３回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
第４回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
合計	－	－	－	－	－	－

（注）１．第３回ストック・オプションとしての新株予約権は権利行使期間の初日が到来しておりません。

２．第４回ストック・オプションとしての新株予約権は権利行使期間の初日が到来しておりません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	11,074	295	－	11,369

（注）１．当社は、2021年９月３日開催の取締役会決議により、2021年10月１日付で普通株式１株につき300株の分割を行っておりますが、上記株式数については、分割前の数値を記載しております。

２．普通株式の発行済株式総数の増加295株は、新株予約権の行使によるものであります。

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第１回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
第２回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
第３回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
第４回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
第５回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	703 (703)
合計	－	－	－	－	－	703 (703)

（注）１．「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権の状況　①ストックオプション制度の内容」に記載の信託に残存する当社新株予約権を自己新株予約権として、信託における帳簿価額により、純資産の部の新株予約権から控除しております。当該自己新株予約権の当事業年度末における帳簿価額は703千円、目的となる株式の数は469株であります。

２．自己新株予約権については、(内書き)により表示しております。

３．第３回ストック・オプションとしての新株予約権は権利行使期間の初日が到来しておりません。

４．第４回ストック・オプションとしての新株予約権は権利行使期間の初日が到来しておりません。

５．第５回ストック・オプションとしての新株予約権は権利行使期間の初日が到来しておりません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
現金及び預金	227,416千円	538,288千円
現金及び現金同等物	227,416	538,288

（金融商品関係）

前事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については事業計画に照らし、必要に応じ銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金の主な内容は、貸借物件の貸主への敷金及び保証金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、その全てが１年以内の支払期日であります。未払金は、主に経費関係のもので３か月以内に支払期日が到来するものであります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、一部は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については債権管理規程に従い、管理部門の担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、管理部門が定期的にキャッシュ・フロー計画、実績を作成し、毎月の取締役会にて資金の状況を報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	227,416	227,416	－
(2) 売掛金	744,543	744,543	－
資産計	971,959	971,959	－
(1) 買掛金	519,201	519,201	－
(2) 未払金	79,940	79,940	－
(3) 未払法人税等	24,578	24,578	－
(4) 長期借入金（※）	420,476	420,714	238
負債計	1,044,197	1,044,436	238

（※）１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	2020年３月31日
敷金及び保証金	40,994

敷金及び保証金については、返還期間の見積りが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「２.金融商品の時価等に関する事項」の表中には含めておりません。

３．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	227,416	－	－	－
売掛金	744,543	－	－	－
合計	971,959	－	－	－

４．長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
長期借入金	136,170	123,240	86,384	55,566	19,116	－
合計	136,170	123,240	86,384	55,566	19,116	－

当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については事業計画に照らし、必要に応じ銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金の主な内容は、貸借物件の貸主への敷金及び保証金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、その全てが１年以内の支払期日であります。未払金は、主に経費関係のもので３か月以内に支払期日が到来するものであります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、一部は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については債権管理規程に従い、管理部門の担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、管理部門が定期的にキャッシュ・フロー計画、実績を作成し、毎月の取締役会にて資金の状況を報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	538,288	538,288	－
(2) 売掛金	832,636	832,636	－
資産計	1,370,924	1,370,924	－
(1) 買掛金	537,131	537,131	－
(2) 未払金	63,435	63,435	－
(3) 未払法人税等	86,218	86,218	－
(4) 長期借入金（※）	447,632	447,775	143
負債計	1,134,416	1,134,559	143

（※）１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	2021年３月31日
敷金及び保証金	42,448

敷金及び保証金については、返還期間の見積りが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「２.金融商品の時価等に関する事項」の表中には含めておりません。

３．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	538,288	－	－	－
売掛金	832,636	－	－	－
合計	1,370,924	－	－	－

４．長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
長期借入金	163,248	126,392	95,574	59,124	3,294	－
合計	163,248	126,392	95,574	59,124	3,294	－

（退職給付関係）

前事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を設けております。

２．確定拠出年金制度

確定拠出年金制度への要拠出額は3,764千円であります。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2014年　第１回新株予約権	2015年　第２回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　１名 当社従業員　34名	当社取締役　１名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式　360株	普通株式　100株
付与日	2014年10月31日	2015年６月30日
権利確定条件	（注）２	（注）２
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自　2016年11月１日 至　2024年10月31日	自　2017年７月１日 至　2025年６月30日

	2018年　第３回新株予約権	2020年　第４回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　３名 当社従業員　32名	当社取締役　２名 当社従業員　37名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式　730株	普通株式　391株
付与日	2018年２月17日	2020年３月30日
権利確定条件	（注）２	（注）２
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自　2020年２月17日 至　2028年２月16日	自　2022年３月24日 至　2030年３月23日

（注）１．株式数に換算して記載しております。

２．「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　（２）新株予約権等の状況」の新株予約権の行使の条件に記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2020年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2014年 第１回新株予約権	2015年 第２回新株予約権
権利確定前　（株）		
前事業年度末	－	－
付与	－	－
失効	－	－
権利確定	－	－
未確定残	－	－
権利確定後　（株）		
前事業年度末	360	100
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	137	－
未行使残	223	100

	2018年 第３回新株予約権	2020年 第４回新株予約権
権利確定前　（株）		
前事業年度末	730	－
付与	－	391
失効	463	－
権利確定	－	－
未確定残	267	391
権利確定後　（株）		
前事業年度末	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
未行使残	－	－

② 単価情報

	2014年 第１回新株予約権	2015年 第２回新株予約権
権利行使価格　（円）	23,000	50,000
行使時平均株価　（円）	－	－
付与日における公正な評価単価　（円）	－	－

	2018年 第３回新株予約権	2020年 第４回新株予約権
権利行使価格　（円）	115,000	115,000
行使時平均株価　（円）	－	－
付与日における公正な評価単価　（円）	－	－

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点においては、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、DCF方式により算定しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額　－千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額　－千円

当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2014年　第１回新株予約権	2015年　第２回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　１名 当社従業員　34名	当社取締役　１名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式　360株	普通株式　100株
付与日	2014年10月31日	2015年６月30日
権利確定条件	（注）２	（注）２
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自　2016年11月１日 至　2024年10月31日	自　2017年７月１日 至　2025年６月30日

	2018年　第３回新株予約権	2020年　第４回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　３名 当社従業員　32名	当社取締役　２名 当社従業員　37名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式　730株	普通株式　391株
付与日	2018年２月17日	2020年３月30日
権利確定条件	（注）２	（注）２
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自　2020年２月17日 至　2028年２月16日	自　2022年３月24日 至　2030年３月23日

	2021年　第５回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取引先　１社
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式　469株
付与日	2021年３月３日
権利確定条件	（注）２
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自　2022年７月１日 至　2031年３月２日

（注）１．株式数に換算して記載しております。

２．「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　（２）新株予約権等の状況」の新株予約権の行使の条件に記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2021年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2014年 第１回新株予約権	2015年 第２回新株予約権
権利確定前　（株）		
前事業年度末	―	―
付与	―	―
失効	―	―
権利確定	―	―
未確定残	―	―
権利確定後　（株）		
前事業年度末	223	100
権利確定	―	―
権利行使	195	100
失効	3	―
未行使残	25	―

	2018年 第３回新株予約権	2020年 第４回新株予約権
権利確定前　（株）		
前事業年度末	267	391
付与	―	―
失効	10	6
権利確定	―	―
未確定残	257	385
権利確定後　（株）		
前事業年度末	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
未行使残	―	―

	2021年 第５回新株予約権
権利確定前　（株）	
前事業年度末	－
付与	469
失効	－
権利確定	－
未確定残	469
権利確定後　（株）	
前事業年度末	－
権利確定	－
権利行使	－
失効	－
未行使残	－

②　単価情報

	2014年 第１回新株予約権	2015年 第２回新株予約権
権利行使価格　（円）	23,000	50,000
行使時平均株価　（円）	－	－
付与日における公正な評価単価　（円）	－	－

	2018年 第３回新株予約権	2020年 第４回新株予約権
権利行使価格　（円）	115,000	115,000
行使時平均株価　（円）	－	－
付与日における公正な評価単価　（円）	－	－

	2021年 第５回新株予約権
権利行使価格　（円）	250,000
行使時平均株価　（円）	－
付与日における公正な評価単価　（円）	－

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点においては、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、DCF方式により算定しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額　－千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額　－千円

（税効果会計関係）

前事業年度（2020年３月31日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 （2020年３月31日）
繰延税金資産	
商品評価損	3,832千円
賞与引当金	18,936
減損損失	41,094
未払事業税	2,766
その他	8,943
繰延税金資産小計	75,573
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△8,232
評価性引当額小計	△8,232
繰延税金資産合計	67,340
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除去費用	△5,650
譲渡損益調整勘定	△9,733
その他	△184
繰延税金負債合計	△15,568
繰延税金資産の純額	51,772

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 （2020年３月31日）
法定実効税率	33.5%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6
住民税均等割	7.0
評価性引当額の増減	2.8
その他	3.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.3

当事業年度（2021年３月31日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 （2021年３月31日）
繰延税金資産	
商品評価損	4,845千円
賞与引当金	29,081
減損損失	32,669
未払事業税	7,268
その他	8,953
繰延税金資産小計	82,817
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△8,091
評価性引当額小計	△8,091
繰延税金資産合計	74,726
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△4,486
その他	△195
繰延税金負債合計	△4,682
繰延税金資産の純額	70,044

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 （2021年３月31日）
法定実効税率	30.5%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8
住民税均等割	3.5
評価性引当額の増減	1.0
税率変更による影響	4.5
その他	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.0

３.法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は2020年6月30日に新株予約権の行使による新株発行によって資本金が1億超となり、外形標準課税が適用されることになりました。

これに伴い、翌事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については法定実効税率を33.5%から30.5%に変更し計算しております。この税率変更により当事業年度の繰延税金資産の金額は、7,429千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

（持分法損益等）

前事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

（企業結合等関係）

前事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

取得による企業結合

（１）企業結合の概要

①相手先企業の名称及びその事業の内容

相手先企業の名称　ラクスリ株式会社

事業の内容　　調剤薬局事業

②企業結合を行った主な理由

ラクスリ株式会社は、調剤薬局を東京都江東区（ハートフェルト薬局）及び神奈川県小田原市（平成薬局）に２店舗出店しており、当社の関東におけるドミナント戦略強化を図り、さらなる企業価値向上を目的としたものであります。

③企業結合日

2019年10月１日

④企業結合の法的形式

現金を対価とした事業譲受

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として事業を取得したためであります。

（２）財務諸表に含まれている相手先企業の業績の期間

2019年10月１日～2020年３月31日

（３）取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	86,710千円
取得原価		86,710千円

（４）主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用　500千円

（５）発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

74,566千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

（６）企業結合日に受け入れた資産及び負債の額並びにその内訳

流動資産	23,317　千円
固定資産	5,246
資産合計	28,563
流動負債	－
固定負債	－
負債合計	－

（７）企業結合が事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当事業年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

取得による企業結合

（１）企業結合の概要

①相手先企業の名称及びその事業の内容

相手先企業の名称　株式会社ジェムス

事業の内容　　調剤薬局事業

②企業結合を行った主な理由

株式会社ジェムスは、調剤薬局を神奈川県横浜市（おーちゃん薬局）に出店しており、当社の関東におけるドミナント戦略強化を図り、さらなる企業価値向上を目的としたものであります。

③企業結合日

2020年３月１日

④企業結合の法的形式

現金を対価とした事業譲受

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として事業を取得したためであります。

（２）財務諸表に含まれている相手先企業の業績の期間

2020年３月１日～2020年３月31日

（３）取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	35,000千円
取得原価		35,000千円

（４）主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用　8,180千円

（５）発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

31,775千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③償却方法及び償却期間

6年間にわたる均等償却

（６）企業結合日に受け入れた資産及び負債の額並びにその内訳

流動資産	3,944　千円
固定資産	42
資産合計	3,987
流動負債	－
固定負債	－
負債合計	－

（７）企業結合が事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当事業年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ　当該資産除去債務の概要

店舗及び本部等の建物の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務であります。

ロ　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を対応する資産の耐用年数や定期賃貸借契約の契約年数等に応じて10年～20年と見積り、割引率は0.04％～0.59％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ　当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
期首残高	18,717千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	5,706
時の経過による調整額	59
期末残高	24,483

当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ　当該資産除去債務の概要

店舗及び本部等の建物の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務であります。

ロ　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を対応する資産の耐用年数や定期賃貸借契約の契約年数等に応じて10年～20年と見積り、割引率は0.04％～0.59％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ　当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
期首残高	24,483千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,318
時の経過による調整額	65
その他増減額（△は減少）	19
期末残高	26,886

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

１．報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社はサービス別の事業部を置き、各事業部は取り扱うサービスの戦略を立案し事業活動を展開しております。したがって、当社は事業部を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「在宅訪問薬局事業」、「きらりプライム事業」、「ケアプラン事業」及び「タイサポ事業」の４つを報告セグメントとしております。

「在宅訪問薬局事業」は、医療機関の発行する処方箋に基づき、外来患者及び在宅患者に医薬品を交付する事業を行っております。「きらりプライム事業」は、他薬局との連携(ボランタリーチェーン)を拡大し、訪問調剤のノウハウ及び情報システム等を提供する事業を行っております。「ケアプラン事業」は、居宅サービス計画を作成し、各サービス事業所との連絡調整を行うサービスを行っております。「タイサポ事業」は、介護施設に医療機関からの退院患者等を紹介するサービスを行っております。

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額（注）１	財務諸表計上額（注）２
	在宅訪問薬局事業	きらりプライム事業	ケアプラン事業	タイサポ事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	4,191,526	36,302	81,874	21,935	4,331,638	－	4,331,638
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－	－	－
計	4,191,526	36,302	81,874	21,935	4,331,638	－	4,331,638
セグメント利益又は損失（△）	315,947	12,375	△1,633	△14,415	312,273	△189,899	122,374
セグメント資産	1,382,929	11,606	16,048	15,867	1,426,452	345,406	1,771,859
その他の項目							
減価償却費	63,266	－	1,459	2,063	66,790	8,929	75,719
のれんの償却額	20,064	－	－	－	20,064	－	20,064
減損損失	59,910	－	－	－	59,910	－	59,910
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	152,948	－	1,095	10,986	165,030	8,788	173,818

（注）１．調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失（△）の調整額△189,899千円は、全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額345,406千円は全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、長期前払費用、繰延税金資産であります。

(3) 減価償却費の調整額8,929千円、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額8,788千円は全社資産（建物、ソフトウエア等）にかかるものであります。また、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には建設仮勘定及びソフトウエア仮勘定を含んでおりません。

２．セグメント利益又は損失（△）は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

１．報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社はサービス別の事業部を置き、各事業部は取り扱うサービスの戦略を立案し事業活動を展開しております。したがって、当社は事業部を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「在宅訪問薬局事業」、「きらりプライム事業」、「ケアプラン事業」及び「タイサポ事業」の４つを報告セグメントとしております。

「在宅訪問薬局事業」は、医療機関の発行する処方箋に基づき、外来患者及び在宅患者に医薬品を交付する事業を行っております。「きらりプライム事業」は、他薬局との連携(ボランタリーチェーン)を拡大し、訪問調剤のノウハウ及び情報システム等を提供する事業を行っております。「ケアプラン事業」は、居宅サービス計画を作成し、各サービス事業所との連絡調整を行うサービスを行っております。「タイサポ事業」は、介護施設に医療機関からの退院患者等を紹介するサービスを行っております。

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額（注）１	財務諸表計上額（注）２
	在宅訪問薬局事業	きらりプライム事業	ケアプラン事業	タイサポ事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	4,759,315	177,722	100,490	48,502	5,086,031	－	5,086,031
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－	－	－
計	4,759,315	177,722	100,490	48,502	5,086,031	－	5,086,031
セグメント利益	410,897	105,029	2,536	13,461	531,925	△303,723	228,201
セグメント資産	1,275,935	44,829	25,875	17,289	1,363,930	651,099	2,015,029
その他の項目							
減価償却費	61,548	119	114	2,235	64,017	12,569	76,586
のれんの償却額	13,926	－	－	－	13,926	－	13,926
減損損失	86,036	－	－	－	86,036	－	86,036
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	63,568	343	151	－	64,063	1,334	65,397

（注）１．調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△303,723千円は、全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額651,099千円は全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、長期前払費用、繰延税金資産であります。

(3) 減価償却費の調整額12,569千円、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,334千円は全社資産（建物、ソフトウエア等）にかかるものであります。また、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には建設仮勘定及びソフトウエア仮勘定を含んでおりません。

２．セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度（自2019年４月１日　至2020年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10％以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自2020年４月１日　至2021年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10％以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自2019年４月１日　至2020年３月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当事業年度（自2020年４月１日　至2021年３月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自2019年４月１日　至2020年３月31日）

（単位：千円）

	在宅訪問薬局事業	きらりプライム事業	ケアプラン事業	タイサポ事業	合計
当期償却額	20,064	－	－	－	20,064
当期末残高	131,205	－	－	－	131,205

当事業年度（自2020年４月１日　至2021年３月31日）

（単位：千円）

	在宅訪問薬局事業	きらりプライム事業	ケアプラン事業	タイサポ事業	合計
当期償却額	13,926	－	－	－	13,926
当期末残高	63,381	－	－	－	63,381

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自2019年４月１日　至2020年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2020年４月１日　至2021年３月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社の子会社	ラクスリ株式会社	東京都中央区	10,000	薬局	－	業務委託 事業譲受	業務委託料 事業譲受 商品仕入	22,300 79,812 23,317	未払金 －	24,530 －

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

事業譲受の対価については、独立第三者機関が算定した企業価値評価に基づき、交渉の上で決定しております。また、業務委託料については、同業他社との取引条件を比較した一般取引条件と同様に決定しており、予め契約した取引条件に基づき取引しております。

当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自2019年４月１日 至2020年３月31日）	当事業年度 （自2020年４月１日 至2021年３月31日）
１株当たり純資産額	151.36円	178.69円
１株当たり当期純利益	9.90円	28.99円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、記載しておりません。

２．2021年10月１日付で普通株式１株につき300株の株式分割を行っており、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

３．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自2019年４月１日 至2020年３月31日）	当事業年度 （自2020年４月１日 至2021年３月31日）
当期純利益（千円）	32,903	97,140
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	32,903	97,140
普通株式の期中平均株式数（株）	3,322,200	3,350,737
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類（新株予約権の数981個） 詳細は「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権5種類（新株予約権の数1,136個） 詳細は「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

４．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （2020年３月31日）	当事業年度 （2021年３月31日）
純資産の部の合計額（千円）	502,838	609,463
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	－	－
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	502,838	609,463
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	3,322,200	3,410,700

（重要な後発事象）

１．株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更

当社は、2021年９月３日開催の取締役会において、株式分割について決議いたしました。また、当該株式分割に伴い、2021年９月30日開催の臨時株主総会において、単元株制度の採用及び定款の一部変更を決議いたしました。

(1) 株式分割の目的

株式を分割することにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性を高めるとともに、投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2021年９月30日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式１株につき300株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

分割前の発行済株式数	11,369株（2021年9月30日現在）
増加する株式数	3,399,331株
分割後の発行済株式総数	3,410,700株
分割後の発行可能株式総数	13,000,000株

（注）上記発行済株式総数等は、提出日現在の状況をもって記載しておりますので、新株予約権の行使等により株式分割の基準日までの間に増減する可能性があります。

③株式分割の効力発生日

2021年10月１日

④１株当たり情報に及ぼす影響

１株当たり情報に及ぼす影響については、（１株当たり情報）に反映しております。

(3) 単元株制度の採用

①新設する単元株式数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

②単元株制度の効力発生日

2021年10月１日

(4) 株式分割に伴う定款の一部変更について

①変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第２項及び第191条の規定に基づき、2021年9月30日をもって当社の定款第６条及び第８条の変更をいたします。

②定款変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。（変更箇所に下線を付しております。）

変更前	変更後
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、<u>45,476株</u>とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、<u>13,000,000株</u>とする。
（新設）	<u>（単元株数）</u> <u>第８条　当会社の１単元の株式数は、100株とする。</u>

③定款変更の効力発生日

2021年10月１日

【注記事項】

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を第１四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第１四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第１四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当第２四半期累計期間の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を第１四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当第２四半期累計期間に与える影響はありません。

（四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

（税金費用の計算）

税金費用については、当第２四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

（四半期損益計算書関係）

※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第２四半期累計期間 （自2021年４月１日 至2021年９月30日）
役員報酬	32,230千円
給与手当	106,351
賞与引当金繰入額	8,676
減価償却費	7,611
支払手数料	45,721
支払報酬	50,298

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第２四半期累計期間 （自2021年４月１日 至2021年９月30日）
現金及び預金勘定	560,852千円
現金及び現金同等物	560,852

（株主資本等関係）

当第２四半期累計期間（自2021年４月１日　至2021年９月30日）

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当第２四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第２四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

（持分法損益等）

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第２四半期累計期間（自2021年４月１日　至2021年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント					その他事業	合計	調整額（注１）	四半期財務諸表計上額（注２）
	在宅訪問薬局事業	きらりプライム事業	ケアプラン事業	タイサポ事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	2,470,653	192,271	62,303	36,767	2,761,996	5,776	2,767,773	－	2,767,773
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－	－	－	－	－
計	2,470,653	192,271	62,303	36,767	2,761,996	5,776	2,767,773	－	2,767,773
セグメント利益又は損失（△）	261,537	113,512	△849	14,087	388,288	△8,146	380,141	△153,739	226,402

（注）１．セグメント利益又は損失（△）の調整額は、全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

２．セグメント利益又は損失（△）は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

３．「その他事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ICT事業であります。

２．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（固定資産に係る重要な減損損失）

「在宅訪問薬局事業」セグメントにおいて、減損損失１,159千円を計上しております。

（のれんの金額の重要な変動）

第２四半期累計期間において、のれんの金額の重要な変動はありません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第２四半期累計期間（自2021年４月１日　至2021年９月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント					その他事業	合計
	在宅訪問薬局事業	きらりプライム事業	ケアプラン事業	タイサポ事業	計		
一時点で移転される財又はサービス	2,470,653	17,857	62,303	36,767	2,587,582	5,776	2,593,359
一定の期間にわたり移転されるサービス	－	174,414	－	－	174,414	－	174,414
顧客との契約から生じる収益	2,470,653	192,271	62,303	36,767	2,761,996	5,776	2,767,773
その他の収益	－	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	2,470,653	192,271	62,303	36,767	2,761,996	5,776	2,767,773

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第２四半期累計期間 （自2021年４月１日 至2021年９月30日）
１株当たり四半期純利益	42円63銭
（算定上の基礎）	
四半期純利益（千円）	145,390
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る四半期純利益（千円）	145,390
普通株式の期中平均株式数（株）	3,410,700
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	－

（注）１．潜在株式調整後１株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

２．当社は、2021年９月３日開催の取締役会決議により、2021年10月１日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり四半期純利益を算定しております。

（重要な後発事象）

１．株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更

当社は、2021年９月３日開催の取締役会において、株式分割について決議いたしました。また、当該株式分割に伴い、2021年９月30日開催の臨時株主総会において、単元株制度の採用及び定款の一部変更を決議いたしました。

(1) 株式分割の目的

株式を分割することにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性を高めるとともに、投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2021年９月30日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式１株につき300株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

分割前の発行済株式数	11,369株（2021年9月30日現在）
増加する株式数	3,399,331株
分割後の発行済株式総数	3,410,700株
分割後の発行可能株式総数	13,000,000株

（注）上記発行済株式総数等は、提出日現在の状況をもって記載しておりますので、新株予約権の行使等により株式分割の基準日までの間に増減する可能性があります。

③株式分割の効力発生日

2021年10月１日

④１株当たり情報に及ぼす影響

１株当たり情報に及ぼす影響については、（１株当たり情報）に反映しております。

(3) 単元株制度の採用

①新設する単元株式数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

②単元株制度の効力発生日

2021年10月１日

(4) 株式分割に伴う定款の一部変更について

①変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第２項及び第191条の規定に基づき、2021年9月30日をもって当社の定款第６条及び第８条の変更をいたします。

②定款変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。（変更箇所に下線を付しております。）

変更前	変更後
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、<u>45,476株</u>とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、<u>13,000,000株</u>とする。
（新設）	（単元株数） <u>第８条　当会社の１単元の株式数は、100株とする。</u>

③定款変更の効力発生日

2021年10月１日

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	155,216	17,690	17,996 (17,400)	154,909	59,205	10,461	95,704
構築物	16,446	363	6,909 (527)	9,900	5,556	708	4,343
工具、器具及び備品	222,690	26,692	11,274 (7,703)	238,108	196,056	29,668	42,052
建設仮勘定	9,254	37,415	46,670	－	－	－	－
有形固定資産計	403,608	82,161	82,851 (25,632)	402,919	260,819	40,837	142,100
無形固定資産							
のれん	207,903	－	53,896 (53,896)	154,007	90,625	13,926	63,381
ソフトウエア	174,696	20,652	6,431 (6,431)	188,916	113,894	34,377	75,022
ソフトウエア仮勘定	5,421	48,797	22,717	31,501	－	－	31,501
その他	760	－	74 (74)	685	187	45	497
無形固定資産計	388,782	69,449	83,121 (60,403)	375,110	204,707	48,349	170,403

（注）１．当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	既存店舗の設備更新等	3,890千円
	新規店舗の開局等	13,799千円
工具、器具及び備品	既存店舗の設備更新等	12,795千円
	新規店舗の開局等	12,410千円
ソフトウエア	既存店舗の設備更新等	15,238千円
	新規店舗の開局等	5,070千円

２．当期減少額のうち（）内は内書きで減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
１年以内に返済予定の長期借入金	136,170	163,248	0.65	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	284,306	284,384	0.64	2022年～2025年
その他有利子負債	－	－	－	－
合計	420,476	447,632	－	－

（注）１．平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後５年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金	126,392	95,574	59,124	3,294

【引当金明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
賞与引当金	49,070	82,903	49,070	－	82,903

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第８条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

（２）【主な資産及び負債の内容】

①　流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	9,192
預金	
普通預金	529,095
小計	538,288
合計	538,288

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
福岡県国民健康保険団体連合会	328,899
社会保険診療報酬支払基金	249,216
神奈川県国民健康保険団体連合会	84,559
千葉県国民健康保険団体連合会	88,462
佐賀県国民健康保険団体連合会	13,444
その他	68,055
合計	832,636

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高（千円） (A)	当期発生高（千円） (B)	当期回収高（千円） (C)	当期末残高（千円） (D)	回収率（%） $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間（日） $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
744,543	5,086,031	4,997,937	832,636	85.7	57

（注）　当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．商品

区分	金額（千円）
在宅訪問薬局事業	164,997
その他	12,000
合計	176,997

② 流動負債

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社翔薬	145,892
株式会社アトル	137,356
株式会社メディセオ	76,378
株式会社スズケン	35,369
東和薬品株式会社	18,975
その他	123,159
合計	537,131

ロ．未払費用

区分	金額（千円）
給与	120,641
社会保険料	15,761
その他	17,402
合計	153,805

（３）【その他】

該当事項はありません。

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から３か月以内
基準日	毎年３月31日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎年９月30日 毎年３月31日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)１.	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社　全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	―
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社　全国各支店　(注)１.
買取手数料	無料　(注)２.
公告掲載方法	官報に掲載する。 ※以下は、譲渡制限廃止時の臨時株主総会にて変更予定案 （電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.hyuga-primary.care
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) １．当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第１項に規定する振替株式になることから、該当事項はなくなる予定です。

２．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

３．当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使する事ができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第１【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第１【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
2019年10月1日	黒木　哲史	福岡県福岡市南区	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の代表取締役）	株式会社シーユーシー代表取締役濵口　慶太	東京都中央区東日本橋一丁目1番7号	特別利害関係者（大株主上位10名）	200	50,000,000（250,000）（注）４	所有者の事情による
2019年10月1日	エムスリー株式会社代表取締役谷村　格	東京都港区赤坂1丁目11番44号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	株式会社シーユーシー代表取締役濵口　慶太	東京都中央区東日本橋一丁目1番7号	特別利害関係者（大株主上位10名）	500	125,000,000（250,000）（注）４	所有者の事情による
2019年10月1日	SMBCベンチャーキャピタル2号投資事業有限責任組合無限責任組合員SMBCベンチャーキャピタル株式会社代表取締役社長石橋　達史	東京都中央区八重洲1丁目3番4号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	株式会社シーユーシー代表取締役濵口　慶太	東京都中央区東日本橋一丁目1番7号	特別利害関係者（大株主上位10名）	200	50,000,000（250,000）（注）４	所有者の事情による
2019年10月1日	九州アントレプレナークラブ投資事業有限責任組合無限責任組合員株式会社ドーガン・ベータ代表取締役林　龍平	福岡県福岡市中央区大名2丁目4番22号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	株式会社シーユーシー代表取締役濵口　慶太	東京都中央区東日本橋一丁目1番7号	特別利害関係者（大株主上位10名）	170	42,500,000（250,000）（注）４	所有者の事情による
2019年10月1日	株式会社くらし計画代表取締役岸本　吉史	兵庫県尼崎市長州本通1丁目4番2号	特別利害関係者等（大株主上位10名）（注）５	株式会社シーユーシー代表取締役濵口　慶太	東京都中央区東日本橋一丁目1番7号	特別利害関係者（大株主上位10名）	260	65,000,000（250,000）（注）４	所有者の事情による

（注）１．当社は、東京証券取引所マザーズ市場への上場を予定しておりますが、取引所が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して２年前の日（2019年４月１日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第１項第２号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）」に記載するものとされております。

２．当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から５年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとされております。また、当社は、当該記録につき、取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

３．特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第８項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

４．移動価格は、ＤＣＦ法（ディスカウントキャッシュフロー法）により算出した価格に基づき、譲渡人と譲受人が協議の上、決定しております。

５．移動時点の関係を記載しております。なお、提出日現在において株式会社くらし計画は特別利害関係者等（大株主上位10名）には該当しておりません。

６．当社は、2021年９月３日開催の取締役会決議により、2021年10月１日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第２【第三者割当等の概況】

１【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2020年3月30日	2021年３月３日
種類	第４回新株予約権 （ストックオプション）	第５回新株予約権 （ストックオプション）
発行数	普通株式　391株 （注）４．５．	普通株式　469株（注）５．
発行価格	115,000円 （注）２．６．	250,000円 （注）２．６．
資本組入額	57,500円（注）６．	125,000円（注）６．
発行価額の総額	44,965,000円（注）５．	117,250,000円
資本組入額の総額	22,482,500円（注）５．	58,625,000円
発行方法	2020年３月23日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	2021年２月25日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	－	（注）３．

（注）１．第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

（１）取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び取引所からの当該所有状況に係る照会時の取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を取引所が定めるところにより提出するものとされております。

（２）取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び取引所からの当該所有状況に係る照会時の取引所への報告その他取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を取引所が定めるところにより提出するものとされております。

（３）当社が、前２項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、取引所は新規上場申請の不受理又は受理取消しの措置をとるものとしております。

（４）当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2021年３月31日であります。

２．発行価格は、DCF法、類似会社比較法、修正簿価純資産法の併用方式により算出した価格を基に決定しております。

３．同取引所の定める同施行規則第257条第１項第１号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権(以下「割当新株予約権」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後６か月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後１年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後１年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。

４．新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

	新株予約権①
行使時の払込金額	115,000円（注）６．
行使期間	2022年3月24日から 2030年3月23日まで
行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項	「第一部　企業情報　４　提出会社の状況１　株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

	新株予約権②
行使時の払込金額	250,000円（注）６．
行使期間	2022年７月１日から 2031年３月２日まで
行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項	「第一部　企業情報　第４　提出会社の状況１　株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

５．新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失（当社従業員７名）により、発行数は362株、発行価額の総額は41,630,000円、資本組入額の総額は208,150,000円となっております。

６．2021年９月３日開催の取締役会決議により、2021年10月１日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、上記発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は株式分割前の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額を記載しております。

２【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
山﨑　武夫	福岡県久留米市	会社役員	215	24,725,000（115,000）	特別利害関係者等（当社の取締役、大株主上位10名）
古谷　勇樹	福岡県福岡市博多区	会社員	15	1,725,000（115,000）	当社の従業員
橋　孝典	福岡県春日市	会社員	15	1,725,000（115,000）	当社の従業員
槌田　裕也	東京都葛飾区	会社員	12	1,380,000（115,000）	当社の従業員
岩見　庸之	東京都府中市	会社員	10	1,150,000（115,000）	当社の従業員
原田　真一	千葉県千葉市若葉区	会社員	10	1,150,000（115,000）	当社の従業員
林　亮介	福岡県糟屋郡新宮町	会社員	10	1,150,000（115,000）	当社の従業員
蒲原　圭佑	神奈川県川崎市幸区	会社員	10	1,150,000（115,000）	当社の従業員
大西　智明	福岡県福岡市南区	会社役員	9	1,035,000（115,000）	当社の従業員
永田　麗	福岡県糸島市	会社員	8	920,000（115,000）	当社の従業員
松尾　匡	福岡県久留米市	会社員	8	920,000（115,000）	当社の従業員
原　敦子	福岡県福岡市東区	会社員	5	575,000（115,000）	当社の従業員
鮫島　恵介	福岡県福岡市城南区	会社員	5	575,000（115,000）	当社の従業員
城尾　浩平	福岡県春日市	会社役員	5	575,000（115,000）	特別利害関係者等（当社の取締役、大株主上位10名）
濱須　勇佑	千葉県東金市	会社員	3	345,000（115,000）	当社の従業員
千代原　智倫	福岡県大野城市	会社員	3	345,000（115,000）	当社の従業員
村上　知代	福岡県大野城市	会社員	2	230,000（115,000）	当社の従業員
岡田　香奈	福岡県春日市	会社員	2	230,000（115,000）	当社の従業員
小澤　慎	神奈川県川崎市高津区	会社員	2	230,000（115,000）	当社の従業員
西原　和也	福岡県春日市	会社員	1	115,000（115,000）	当社の従業員
小坂　貴朗	千葉県千葉市若葉区	会社員	1	115,000（115,000）	当社の従業員
丸　博人	千葉県市原市	会社員	1	115,000（115,000）	当社の従業員
倉成　沙織	福岡県福岡市西区	会社員	1	115,000（115,000）	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
中野　将宏	福岡県福岡市南区	会社員	1	115,000 (115,000)	当社の従業員
海本　智也	福岡県福岡市南区	会社員	1	115,000 (115,000)	当社の従業員
室伏　俊秀	神奈川県横浜市泉区	会社員	1	115,000 (115,000)	当社の従業員
鈴木　周	神奈川県川崎市多摩区	会社員	1	115,000 (115,000)	当社の従業員
宮嶋　麻理子	福岡県福津市	会社員	1	115,000 (115,000)	当社の従業員
安田　重美	千葉県千葉市中央区	会社員	1	115,000 (115,000)	当社の従業員
田中　舞	福岡県春日市	会社員	1	115,000 (115,000)	当社の従業員
町田　茂	福岡県鞍手郡鞍手町	会社員	1	115,000 (115,000)	当社の従業員
倉松　敬子	神奈川県川崎市幸区	会社員	1	115,000 (115,000)	当社の従業員

（注）１．退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
２．2021年９月３日開催の取締役会決議により、2021年10月１日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載して
おります。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
コタエル信託株式会社 代表取締役社長　松田 良成 資本金　100百万円	東京都千代田区丸の内二丁目４番１号	管理型信託会社	469	117,250,000 （250,000）	（注）１

（注）１．時価発行新株予約権信託設定契約における受託者として付与しております。
２．2021年９月３日開催の取締役会決議により、2021年10月１日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。

３【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第３【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 （株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 （％）
黒木　哲史（注）１，３	福岡県福岡市南区	729,300	19.48
一般社団法人Hyuga（注）２，３	福岡県福岡市南区市崎二丁目12番22号	450,000	12.02
株式会社シーユーシー（注）３	東京都中央区東日本橋一丁目１番７号	420,000	11.22
エムスリー株式会社（注）３	東京都港区赤坂一丁目11番44号	349,800	9.34
SMBCベンチャーキャピタル２号投資事業有限責任組合（注）３	東京都中央区八重洲一丁目３番４号	264,000	7.05
エムスリーキャリア株式会社（注）３	東京都港区虎ノ門四丁目１番28号	250,200	6.68
九州アントレプレナークラブ投資事業有限責任組合（注）３	福岡県福岡市中央区大名二丁目４番22号	195,000	5.21
コタエル信託株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目４番１号	140,700 (140,700)	3.76 (3.76)
山崎　武夫（注）５	福岡県久留米市	108,000 (69,000)	2.88 (1.84)
城尾　浩平（注）３，５	福岡県春日市	100,200 (1,500)	2.68 (0.04)
別府　鵬飛（注）３	福岡県福岡市中央区	90,000	2.40
株式会社オフィスエム（注）３	福岡県福岡市中央区伊崎３番12号	72,000	1.92
HYUGA PRIMARY CARE従業員持株会	福岡県春日市春日原北町二丁目２番１号	54,600	1.46
肱岡　彰史（注）６	福岡県大野城市	52,500 (1,500)	1.40 (0.04)
みやざき未来応援ファンド投資事業有限責任組合	宮崎県宮崎市広島二丁目１番31号	51,000	1.36
井本　圭（注）６	福岡県福岡市西区	39,000 (6,000)	1.04 (0.16)
松永　啓江	福岡県太宰府市	36,000	0.96
黒木　勢津子（注）４	宮崎県宮崎市	30,000	0.80
児玉　知子（注）６	神奈川県横浜市港北区	25,500 (4,500)	0.68 (0.12)
宮崎　健行	福岡県福岡市南区	21,900	0.58
東　有香（注）６	福岡県福岡市中央区	16,800 (3,000)	0.45 (0.08)
岸本　吉史	兵庫県西宮市	15,000	0.40
丹　義雄	宮城県仙台市	15,000	0.40
川口　俊雄（注）６	福岡県春日市	12,000	0.32
菊池　やよい（注）６	福岡県福岡市南区	12,000	0.32
内田　直樹	福岡県福岡市早良区	12,000	0.32
浦島　創	東京都江戸川区	12,000	0.32
児玉　久美子	熊本県熊本市東区	12,000	0.32

氏名又は名称	住所	所有株式数 （株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 （%）
大西　智明（注）5	福岡県福岡市南区	11,700 (2,700)	0.31 (0.07)
槌田　裕也（注）6	東京都葛飾区	9,300 (6,600)	0.25 (0.18)
脇元　英紀（注）6	佐賀県三養基郡基山町	7,500 (7,500)	0.20 (0.20)
小西　秀之（注）6	福岡県福岡市東区	7,500 (7,500)	0.20 (0.20)
川口　洋平	福岡県福岡市南区	7,200	0.19
原田　真一（注）6	千葉県千葉市若葉区	6,000 (6,000)	0.16 (0.16)
林　亮介（注）6	福岡県糟屋郡新宮町	6,000 (4,500)	0.16 (0.12)
岩見　庸之（注）6	東京都府中市	6,000 (6,000)	0.16 (0.16)
松尾　匡（注）6	福岡県久留米市	5,400 (3,900)	0.14 (0.10)
佐藤　佳代子（注）6	福岡県那珂川市	4,500 (1,500)	0.12 (0.04)
金嶋　修司（注）6	福岡県福岡市城南区	4,500 (1,500)	0.12 (0.04)
市岡　勇季（注）6	福岡県福岡市博多区	4,500 (1,500)	0.12 (0.04)
吉岡　浩司（注）6	福岡県糟屋郡粕屋町	4,500 (1,500)	0.12 (0.04)
原　敦子（注）6	福岡県福岡市東区	4,500 (3,000)	0.12 (0.08)
橋　孝典（注）6	福岡県春日市	4,500 (4,500)	0.12 (0.12)
古谷　勇樹（注）6	福岡県福岡市博多区	4,500 (4,500)	0.12 (0.12)
吉田　英二	東京都立川市	4,500 (4,500)	0.12 (0.12)
蒲原　圭佑（注）6	神奈川県川崎市幸区	4,500 (4,500)	0.12 (0.12)
永田　麗（注）6	福岡県糸島市	3,900 (3,900)	0.10 (0.10)
松村　貴裕	福岡県福岡市東区	3,600 (3,600)	0.10 (0.10)
河野　理恵子（注）6	福岡県春日市	3,000	0.08
日髙　正嗣	福岡県福岡市西区	3,000	0.08
鮫島恵介（注）6	福岡県福岡市城南区	3,000 (3,000)	0.08 (0.08)
神谷　翼（注）6	福岡県大野城市	3,000 (3,000)	0.08 (0.08)
加藤　亜矢子（注）6	福岡県筑紫野市	1,500	0.04

氏名又は名称	住所	所有株式数 （株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 （%）
中島　恵美子（注）６	福岡県筑紫野市	1,500	0.04
井上　裕紀子（注）６	福岡県春日市	1,500	0.04
江藤　仁賢（注）６	福岡県大野城市	1,500	0.04
垣堺　真理子（注）６	埼玉県川口市	1,500	0.04
薄　裕弓（注）６	福岡県筑紫野市	1,500	0.04
澤　裕一（注）６	福岡県福岡市城南区	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
信友　遵（注）６	福岡県福岡市西区	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
青柳　友世（注）６	神奈川県横浜市港北区	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
河野　雄介（注）６	福岡県久留米市	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
古本　裕一（注）６	福岡県福岡市中央区	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
所有株式数900株の株主２名		1,800 (1,800)	0.05 (0.05)
所有株式数600株の株主３名		1,800 (1,800)	0.05 (0.05)
所有株式数300株の株主36名		10,800 (10,800)	0.29 (0.29)
計	－	3,744,000 (333,300)	100.00 (8.90)

（注）１．特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
２．特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）
３．特別利害関係者等（大株主上位10名）
４．特別利害関係者等（当社の代表取締役社長の二親等内の親族）
５．特別利害関係者等（当社の取締役）
６．当社の従業員
７．（　）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
８．株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2021年11月11日

ＨＹＵＧＡ　ＰＲＩＭＡＲＹ　ＣＡＲＥ株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
福　岡　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　池田　徹

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　下平雅和

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているＨＹＵＧＡ　ＰＲＩＭＡＲＹ　ＣＡＲＥ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＨＹＵＧＡ　ＰＲＩＭＡＲＹ　ＣＡＲＥ株式会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2021年11月11日

ＨＹＵＧＡ　ＰＲＩＭＡＲＹ　ＣＡＲＥ株式会社

取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ
福　岡　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　池田　徹

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　下平雅和

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているＨＹＵＧＡ　ＰＲＩＭＡＲＹ　ＣＡＲＥ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＨＹＵＧＡ　ＰＲＩＭＡＲＹ　ＣＡＲＥ株式会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月11日

HYUGA PRIMARY CARE株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　池田　徹

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　下平雅和

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているHYUGA PRIMARY CARE株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度の第2四半期会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、HYUGA PRIMARY CARE株式会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上